

第25回 「障害」のある子どもの高校進学を考える学習会

みんなといっしょに 高校へ行きたい！

2022年3月27日（日）

ラポールひらかた

2023年度入試に向けて 大阪府公立高校入試資料

注1：高校入試は高校入学年度をその名称とする。

2022(R4)年度中学3年生が受験するのは2023(R5)年度高校入試。

注2：公立高校入試等について、大体以下の順で大阪府ホームページに公表される。

- 3月末 大阪府公立高等学校**入学者選抜方針**
- 6月 「進学フェア」の日程・会場
- 6月 体験入学等実施一覧(以後、不定期に改訂版公表)
- 7月上旬 大阪府公立高等学校等**アドミッションポリシー**（求める人物像）並びに学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び**調査書の評価**にかけるタイプ
- 7月中旬 大阪府公立高等学校入学者選抜について(**実施校**、問題・配点・選抜方法等)
- 10月中旬 大阪府公立高等学校**入学者選抜実施要項**
- 11月 『大阪の支援教育』
- 10月末～11月初 大阪府公立高等学校連絡協議会(公私協)
公立高校と私立高校の総募集人員決定
- 11月 大阪府公立高等学校募集人員（高校別の募集人員）
- 翌年2月 特別選抜出願状況
 - 3月 一般選抜出願状況
 - 3月 二次選抜実施校及び募集人員について（一般選抜合格発表日）

本資料は、上記の太字を中心に順次改訂を行っていく。

本資料の多くは「旧年度のデータ」になる。

北摂学習会チラシに登場した高校生たち

第 42 回 (2020. 11. 29) 箕面東高校 1 年生 ・ ・ 福井高校 3 年生 (1 年生 10 月の写真)



第 36 回 (2018. 10. 20)
福井高校 1 年生
(1 年生 4 月の写真)



第 40 回 (2020 年 5 月 10 日 幻の学習会)
箕面東高校 2 年生



第 37 回 (2019. 5. 12) 城東工科高校卒業 ・ ・ ・ 春日丘高校定時制卒業



第 33 回
2017. 11. 12
桜塚高校定時制
1 年生

第 33 回
2017. 11. 12
勝山高校 1 年生



11 人のうち
ペーパーテストで 1 科目以上 30 点
取れそうな人が 1 人? 2 人? 3 人?
ほとんどが 0 点または 1 桁

第 30 回 (2016. 11. 13) 泉尾高校 2 年生 ・ ・ ・ 桜塚高校定時制 3 年生



第 31 回
2017. 5. 20
福井高校
1 年生



資料目次

1. 2022(R4)年度大阪府公立高等学校入学者選抜 日程表
2. 「入学者選抜」と「入学者決定」は全く違う(高等部併願の皆さまへ)
3. 「こんなこと」があればいつでも相談を+高校問題を考える会など団体紹介
4. 新たな高校入試制度が定着したと大阪府教育委員会は言うけれど……
5. 受験した点数を知ろう
6. 合格者決定方法…一般選抜全日制の場合
7. 自己申告書
8. 自立支援コース自己申告書(高等支援学校職業科・共生推進教室も同形式)
9. 中学生のみなさんへ(大阪府公立高校入試などのホームページ紹介)
10. 大阪府公立高等学校入学者選抜のページ紹介
11. 学力検査問題の種類並びに倍率のタイプ
12. アドミッションポリシー(エンパワメントスクール=面接がある高校=の抜粋)
13. 配慮事項(受験上の配慮)一覧
14. 配慮事項 解説と注意(片岡作成文章)
15. 様式 501 配慮事項申請書(本物のエクセル入力表に似せて片岡が作った「贋作表」)
16. 高校て何? 制度から分類した高校の種類
17. 高校1年生の学費
18. 医学モデル・社会モデル
- 19・20. グッとくるよ『子どものことば』は(東京の大泉えりさん)
- 21・22. 学校の中の介助を考える(千葉の佐藤陽一さん)
- 23-30. 大阪府教育庁作成の資料(「学習指導及び評価(通知)」以外は、全て一部を抜粋したもの)
 - ・障がいのある子どものより良い就学に向けて<市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック>
 - ・障がいのある子どものより良い就学に向けて(続き)
 - ・令和2年度 市町村教育委員会に対する指導・助言事項
 - ・令和2年度 府立学校に対する指示事項～未来を拓(ひら)く教育をめざして～
 - ・「ともに学び、ともに育つ」 支援教育のさらなる充実のために
 - ・大阪府立高校に在籍する「障害ある生徒」の人数
 - ・府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について(通知)(全文)(p27)
 - ・「合理的配慮の検討に当たって留意すること」<府立学校教職員研修用資料>
 - ・高校生活支援カードの作成と活用マニュアル
 - ・高校生活支援カード見本(p30)
- 31・32. ユニセフ版障害者権利条約抜粋
33. 障害者権利条約抜粋…合理的配慮を中心として
34. 障害者権利条約抜粋(続き)+障害者基本法抜粋
35. 高等部卒業生、中学部・中学支援学級卒業生の進路状況
36. 自立支援・共生推進・高等支援学校職業科入試出願状況
37. 2022年度入試出願締切り時点で見ると一般選抜1.10倍以下の低倍率高校(P6も参照)
38. 「個別の指導計画」を必ず作ってもらおう

2022(R4)年度大阪府公立高等学校入学者選抜 日程表

____の高校は特別選抜のみで終了。補欠募集は昨年度の日程

選抜の種類			出願期間	学力検査等	合格者発表
特 別	特別入学者選抜	<ul style="list-style-type: none"> 音楽科(夕陽丘) 	2月1日(火) 2月2日(水)	実技 2月13日(日) 学力検査等 2月17日(木)	2月28日(月) 試験 45点×5=225点 調査書 25点×9=225点
		<ul style="list-style-type: none"> 工業・美術科(工芸、岸和田市立産業) 体育に関する学科(摂津、桜宮、汎愛、大塚) 芸能文化科(東住吉) 演劇科(咲くやこの花) 総合造形科(港南造形) グローバル探究科(水都国際) エンパワメントスクール(総合学科) (箕面東、淀川清流、成城、西成、長吉、布施北、和泉総合、岬) 	2月14日(月) 出願時間 午前9時 ～午後4時	学力検査 2月17日(木) 実技検査または面接 2月18日(金)	
		<ul style="list-style-type: none"> 多部制単位制Ⅰ部・Ⅱ部(大阪わかば) 昼夜間単位制(中央) 	2月15日(火) 出願時間 午前9時 ～午後2時	学力検査(数英)、面接 2月17日(木) 学力検査(数英)、作文 2月17日(木)	
	大阪府立豊中高等学校能勢分校	2月28日(月)	海外から帰国した生徒	面接 17、18日の1日	
	日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒		面接 17、18日の1日		
	知的障がい生徒自立支援コース		面接 17日、検査 18日		
	共生推進教室				
	知的障がい高等支援学校職業科				
一 般	一般入学者選抜	<ul style="list-style-type: none"> 普通科 総合学科(エンパワメントスクールを除く) 商業に関する学科 農業に関する学科 工業に関する学科(特別選抜実施学科を除く) 英語科・国際文化科・グローバル科 理数科・総合科学科・サイエンス創造科 文理学科 福祉ボランティア科・食物文化科・グローバルビジネス科・教育文理学科 	3月2日(水) 3月3日(木) 及び 3月4日(金) 出願時間 3月2日・3日 午前9時 ～午後4時 3月4日 午前9時 ～午後2時	学力検査等 3月9日(水)	試験 90点×5=450点 調査書 50点×9=450点
		定時制の課程	3月2・3日 午後3時～午後7時 3月4日(金) 午後3時～午後5時	試験 90点×3 調査書 30点×9	
		通信制の課程	2月27日(日) 午後2時～午後5時 3月1日(火) 午後2時～午後7時 3月2日(水) 午後2時～午後5時	面接 3月6日(日)、7日(月)、8日(火)のうち一日	調査書 25点×9=225点
		追学力検査 (出席停止の扱いが定められている感染症罹患者)	3月10日(木)	3月19日(土) 国数英	3月22日(火)
二 次	二次入学者選抜(実施校がある場合)	3月23日(水) 9時～12時	面接(出願時個人面接) 3月23日(水)	3月25日(金)	
	補充入学者選抜(実施校がある場合) 自立支援コース・共生推進教室・高等支援学校職業科	職業科:9時～11時半			
支援学校高等部			1月21日(金) ～1月28日(金)	3月14日(月)	3月16日(水)
補欠募集(定時制夜間課程のみ)			4/1～8	4月6日(木)頃	4/7など

高等部との併願

入学者選抜は併願できません。**入学者決定**は併願できます。

大阪府立支援学校 **高等部を併願で希望するとき**

まず高等部出願→→私学や特別選抜受験、合格→→「3月の検査」に行かない。

まず高等部出願→一般選抜や二次選抜を受験→「3月の検査」に行く、行かないは自由に
→「一般選抜(二次選抜)を受験するので合格発表まで待ってほしい」と、
3月の検査日以前に連絡を入れる(電話でOK)。

→合格したら高等部に行かないことを連絡する(電話でOK)。

警報 警報 警報…中学や市教委のとんでもない指導…

下はデマと言えるものですが、頑固に主張する市教委や中学があります。

『高等部出願は「専願」である』

『高等部出願の「専願」を取り消すことができない』

令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針

入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、**特別入学者選抜**、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、**一般入学者選抜**、**二次入学者選抜**、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜、秋季入学者選抜とする。

令和4年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜方針

入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科(本校)入学者選抜、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科(本校)補充入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜とする。

併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、本入学者選抜方針の大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜並びに令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜への志願において、**併願することができない**。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち一般入学者選抜及び二次入学者選抜に**出願することができない**。本入学者選抜の合格者で令和4年度大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受験資格を失う。

令和4年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部**入学者決定**方針

併願等

- (1) 本**入学者決定検査に出願する者は**、令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜並びに令和4年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科**入学者選抜において、併願することができる**。
- (2) 令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜並びに、令和4年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の**合格者は**、本入学者決定の**入学資格を失う**。

「こんなこと」があればいつでも相談を

障大連(教育担当：西尾元秀)

537-0025 大阪市東成区中道 1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3F
TEL：06-6748-0646 FAX:06-6748-0673 MAIL：npo-oil@mbd.nifty.com

鈴木 留美子 561-0875 豊中市長興寺北 3-5-11-204

TEL：090-9166-5575 MAIL：rumikos-suzulann@shore.ocn.ne.jp

片岡 次雄 533-0023 大阪市東淀川区東淡路 1-5-2-918

TEL：080-5333-2444 MAIL：kata_7379@yahoo.co.jp

高校に行っても、単位が取れない、進級できない、卒業できないと言われた。

支援学校しか進学できない、高校受験はできないと言われた。

支援学校高等部と高校との両方に出願することはできないと言われた。

(支援学級だから) 調査書を書けない。

(支援学級だから) 成績は出せない。評定は「-」か「1」になる。

高校受験のときに特別な配慮をして欲しい。

どうしたらいいの？

(希望する配慮は府や市から) 認めてもらえないと言われた。

※できるだけ中学2年生の1学期から片岡に相談して欲しい※

定例会は対面中心が多いですがZoom併用があったり、会場や日程変更があったりします
上記に問い合わせるか、検索語<大阪発 情報板>で確認を

障害者の高校問題を考える大阪連絡会 (考える会、高校問題を考える会)

月例会；第3木曜日 18:30~21:00 大阪市社会福祉研修・情報センター

代表 鈴木 留美子 副代表 上田 哲郎 会計 西尾 元秀 会計監査 北村 恵子、詫間 隆
事務局 片岡 次雄、澤田 美枝、松森 俊尚

障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 (障大連) 議長 古田 朋也

教育部会 偶数月第2木曜日 13:30~16:30 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター

合同部会=障大連教育部会と高校問題を考える会

偶数月第3木曜日 18:30~21:00 大阪市社会福祉研修・情報センター

「障害」のある子どもの教育を考える北摂連絡会 (北摂連絡会) 代表 鈴木 留美子

「障害」児・者の生活と進路を考える会 (考える会) <豊中> 代表 鈴木 留美子

月例会；第3木曜日 10:00~12:00 ひまわり(豊中市立障害福祉センター)

知的障害者を普通高校へ北河内連絡会 (北河内連絡会) 代表 吉田 侑加

例会；毎月第4土 or 日曜日 13:30~16:30、3月に学習会、8月に総会・学習会、会場：ラポールひらかたなど
<http://kitakawachi.main.jp>

分けない教育・保育をすすめる大阪市民の会 (大阪市民の会) 代表 片岡 次雄

南大阪ともに学びともに育つ教育をすすめる会 (南大阪すすめる会) 代表 松川 利隆

☆tomonimanabu@googlegroups.com とも学びML<大阪の人が圧倒的に多いメーリングリスト>
参加希望者は、合田 享史 (ごうだ・たかし) さんに連絡 メール：tatakai@nifty.com

☆大阪発「ともに学び、ともに生きる教育」情報板 <http://massugu.way-nifty.com/tomonimanabu/>
合田さん作成のページ、大阪中心に「共に学ぶ」関連の主な行事が紹介されている
<大阪発 情報板> (「ばん」は「いた」) で検索を

新たな高校入試制度が定着したと大阪府教育委員会は言うけれど……

特別選抜……「特別な学科」を持つ一部の全日制高校(特定学科)と昼間定時制高校

体育科など、工芸、港南造形、水都国際、大阪わかば、中央、エンパワメントスクール
自立支援コース、共生推進教室、高等支援学校職業科も特別選抜と同日程

☆選抜方法 自己申告書+調査書+国・数・英・理・社+面接または実技

☆工科高校(工業科)・商業高校(商業科)・グローバル科・総合学科・普通科などは**全て一般選抜**

一般選抜…ほとんど全ての高校

☆選抜方法 全日制…自己申告書+調査書+国・数・英・理・社

定時制…自己申告書+調査書+国・数・英

通信制(桃谷高校)…自己申告書+調査書+面接

総合点=テスト点数×比率+調査書点数×比率(比率は高校が指定)

テスト問題のうち、国・数・英は**基礎的問題、標準的問題、発展的問題**の3種類から高校が指定

特別選抜<国・数・英 40分、リスニング 15分、理・社 40分>

テスト 45点×5科目=225点+調査書 225点…450点満点

※調査書 225点=5点×9科目×3(3年)+5点×9科目×1(2年)+5点×9科目×1(1年)

一般選抜<国・数 50分、英 40分、リスニング 15分、理・社 40分>

テスト 90点×5科目=450点+調査書 450点…900点満点

※調査書 450点=5点×9科目×6(3年)+5点×9科目×2(2年)+5点×9科目×2(1年)

※同一校内の異なる学科での第1志望・第2志望は可能

※過年度生(浪人生)

・単位制高校やクリエイティブスクールなど一部の高校(槻の木・市岡・教育センター附属・鳳、東住吉総合、大阪わかば、中央)で「調査書を要しない受験」ができる。

・夜間定時制受験者で21歳以上

調査書は不要で面接がある。希望により国数英を小論文に代えることができる。

・通信制(公立で通信制があるのは桃谷高校だけ)

21歳以下：面接と調査書で選抜。21歳以上：面接と自己申告書(参考扱い)で選抜

※募集を停止した高校(廃校)：池田北・咲洲、西淀川、大正、柏原東・長野北、勝山

※2023(R5)年3月入試から募集停止：島本・茨田・和泉鳥取

※再編整備：

淀川清流(北淀高校校地に新設、北淀・西淀川合併形式) 普通科→エンパワメントスクール

大正白稜(泉尾高校校地に新設、泉尾・大正合併形式) 普通科→総合学科

大阪わかば(勝山高校校地に新設)

I部：125人(うち転編入60人) II部：60人(うち転編入15人)

I部 3年コース 9:00-15:10 4年コース 9:00-12:40 II部：3年コース 10:55-17:05 4年コース 13:20-17:05

桃谷 夜間定時制：80人(うち転編入30人)

単位制昼間部(通信制)：390人(うち転編入150人)

単位制日・夜間部(通信制)：260人(うち転編入150人)

※大阪市立の全高校：2022(R4)年4月から大阪府立高校

これまでに募集停止した高校：東商業・市岡商業・天王寺商業・此花総合・扇町
・西・南・扇町総合

新設した高校：大阪ビジネスフロンティア・咲くやこの花・水都国際・桜和
泉尾工業・東淀工業・生野工業→一校に再編整備(実施時期未定)

受験した点数を知ろう

<https://www.pref.osaka.lg.jp/johokokai/jigyo2/touankaiji.html>

大阪府ホーム>府政運営・市町村>府政情報>大阪府の個人情報保護制度のご案内

大阪府公立高等学校入学者選抜の答案開示請求について

大阪府立高等学校入学者選抜の受験生ご自身の答案の写しについて、**個人情報開示請求**で交付を受けることができます。

請求できる時期は、入学者選抜終了後、**4月1日から翌年3月31日まで**となります。(令和3年度入学者選抜の場合は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

大阪府教育委員会に対して開示請求していただけるのは、大阪府立学校の答案のみです。

なお、堺市立、岸和田市立、東大阪市立の学校については、各市の教育委員会にお問合せください。

- 1 請求することができる方 当該学校を受験した受験生本人又はその法定代理人（親権者）
- 2 請求方法
府政情報センターにお越しいただき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出していただきます。

片岡注：開示される個人情報：各教科の**答案用紙の写し**及び中学校から提出された**調査書の写し**など
：希望できる開示方法：閲覧のみ、閲覧した後必要な部分の写しの交付、全部の写しの交付

○請求先：府民文化部府政情報室情報公開課情報公開グループ（大阪府府政情報センター）
郵送による開示請求も可能です（FAX、電子メール及びインターネットによる請求はできません。）
郵送で請求される場合は、[こちら](#)をご覧ください。なお、請求に必要な書類は、府政情報センターにお越しいただく場合とは、一部異なります。

○お問合せ先 府民文化部府政情報室情報公開課情報公開グループ(大阪府府政情報センター)
(所在地) 大阪市中央区大手前2丁目1-22 府庁本館5階 Tel 06-6944-6066
(受付時間) 午前9時から午後5時15分まで(土、日、祝日、年末年始を除く。)

○開示決定、答案の写しの交付等開示請求後のお問い合わせ
教育庁教育振興室高等学校課学事グループ
(所在地) 大阪市中央区大手前3丁目2-12 府庁別館5階
Tel 06-6944-6887

口頭により開示請求ができる個人情報

「大阪府立高等学校入学者選抜」は、口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目の一つ

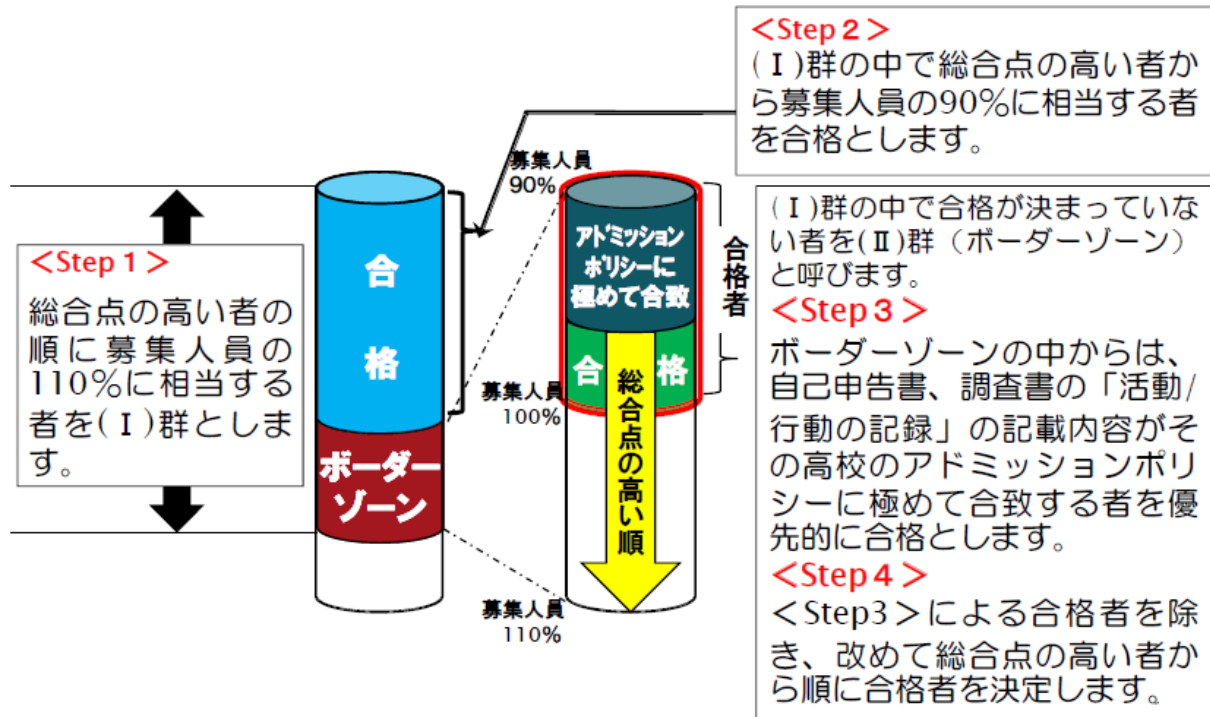
開示内容：学力検査の**得点**など請求者が受験したもの、調査書中の各学年の各教科の**評定**、その他

開示期間：4月1日から同月14日まで(5/10-5/14が7高校あり)

開示場所：当該入学者選抜を実施した府立高等学校

○ 一般入学者選抜（全日制の課程：調査書を要しない選抜を除く）

大阪府公立高等学校入学者選抜 合格者決定方法



解説 一般選抜全日制の課程 募集人員 240 人の時

調査書点 450 点満点

9 教科：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語 各 50 点
(3 学年の評定×6 倍+2 学年の評定×2 倍+1 学年の評定×2 倍)

学力検査点 450 点満点

5 教科：国語、社会、数学、理科、英語 各 90 点

総合点

学力検査点×学力検査比率+調査書点×調査書点比率

*タイプⅡ(学力検査 6：調査書 4)の場合=学力検査点×1.2+調査書点×0.8

Step 2

総合点の高い順に並べる。

1 番～216 番(上位 90%)、217 番～264 番、265 番以下(上位から 110%以下)に分ける

ボーダーゾーン=217 番～264 番

Step 3

合格：1 番～216 番、不合格 265 番以下

Step 4

ボーダーゾーンの中から点数によらずに合格を決める

Step 5

ボーダーゾーンの中で点数によらずに合格を決められない残りを総合点順で合格を決める
(点数によらずに合格を決めることが優先するのが本来のやり方)

※倍率 1.10 倍以下の場合は、上位 90%の合格決定者以外全員がボーダーゾーンに入る

→自己申告書と調査書の文書記述部分が合否判定要素になる

令和 3 年度入学者選抜

※印は志願先高等学校で記入する。

受験 番号	※
----------	---

自 己 申 告 書

_____ 高等学校長 様

下記のとおり、申告します。

本人氏名 _____

記

【テーマ】

あなたは、中学校等の生活（あるいはこれまでの人生）でどんな経験をし、何を学びましたか。また、それを高等学校でどのように生かしたいと思いますか。できるだけ具体的に記述してください。

裏面(様式 111 裏)は、A4 全面が 27 行の罫線枠。

テーマは毎年変わることになっているけれど、自己申告書の制度が始まって以来変わったことがない。

れいわ ねんどにゆうがくしゃせんぱつ
令和 3 年度 入学者 選抜

自立支援・共生推進・高等支援職業科は同形式

にゆうがくしゃせんぱつ しゆるい
入学者 選抜の種類
がいとう せんぱつ かこ
(該当する選抜を○で囲む)

じりつしえん せんぱつ
自立支援 選抜
じりつしえんほじゆうせんぱつ
自立支援補充 選抜

※印は志願先高等学校で記入する

じゆけん
受験
ばんごう
番号

※

じ こ しん こく しよ
自 己 申 告 書

おおさか りつ _____ こうとうがっこうちやう さま
大阪 立 _____ 高等学校長 様

かき のとおりに、しんこく します。
下記のとおり、申告します。

と めい _____
氏 名

き
記

- この とうとうがっこう を じゆけん しようと思つた理由を 書いてください。

8 行

- この とうとうがっこう でやつてみたいことを 書いてください。

5 行

- ちゆうがっこう のがくしゆう なか、あなたががんばつたと思ふことや、やつてよかつたと思ふことを 書いてください。

5 行

- クラブなど ちゆうがっこう での かつどう、ちゆうがっこういがい ばしょでの かつどう など、あなたががんばつたと思ふことや、やつてよかつたと思ふことを 書いてください。

5 行

中学生のみなさんへ（入試情報・学校説明会など）

府立高校の入学選抜について知りたい人はここをクリック

クリックすると、非常に詳しい入試情報のページになる。

詳しくすぎて推薦しにくいけれど入試点数等の開示以外の公立高校入試情報の全てがあるページ。

以下は1年間の主な項目一覧で、実際のページとは全く異なる(次ページで2月・3月を紹介)。

- < 3 月末日 > 令和○年度大阪府公立高等学校**入学選抜方針**等について
- < 4 月 > 令和△年度大阪府公立高等学校入学選抜**学力検査問題及び採点資料**等
- < 7 月 > 令和○年度大阪府公立高等学校等**アドミッションポリシー**(求める生徒像)並びに**学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ**について
- < 10 月 > 令和○年度大阪府公立高等学校**入学選抜実施要項**について
- < 11 月 > 令和○年度大阪府公立高等学校**募集人員**について
- < 2 月 > 令和○年度大阪府公立高等学校入学選抜における**志願者数**について
- < 3 月 > 令和○年度大阪府公立高等学校入学選抜における**志願者数**について
- < 3 月 > 令和○年度**二次入学選抜実施校及び募集人員**について
- < 3 月末日 > 令和○年度府立高等学校入学選抜の**答案開示請求**について
- < 3 月末日 > 令和○年度大阪府公立高等学校**補欠募集実施校及び募集人員**について

府立支援学校の入学選抜・入学決定について知りたい人はここをクリック

【令和4年度 入学選抜（知的障がい高等支援学校 職業学科）】

- ・ 令和4年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学選抜方針について
※共生推進教室入学選抜方針も含む
- ・ 令和4年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学選抜の日程について

【令和4年度入学決定（視覚障がい支援学校 幼稚部・高等部）（聴覚障がい支援学校 幼稚部・高等部）（知的障がい・肢体不自由・病弱支援学校 高等部）】

過去の適性検査問題 < 令和3年度 > ・ < 令和2年度 > ・ < 平成31年度 > ・ < 平成30年度 > ……

大阪府公立高等学校・支援学校**検索ナビ「咲くなび」**はここをクリック

各府立高校の**体験入学**や**説明会**について知りたい人はここをクリック

公立高校が学校単位で実施する「学校説明会・オープンスクールなど」は、11月・12月・1月が中心。ブロック別合同説明会や一部の高校が早い時期に実施する単独説明会等への積極的な参加を意識して、早めの準備をしていただきたい。(例年は6月発表が本年は7月21日発表)

申込締め切り日記載がある説明会等において、中学3年生限定があるので中3生以外は注意が必要。中学を通じて申し込むのが無難。

大阪府公立高校進学フェア

クリックすると**Web版大阪府公立高校進学フェア2022**のページに飛ぶ。

「学校情報の順番については、中学生に配付しています「令和4年度版大阪府公立高等学校等ガイド」の掲載順と同じです」とある。中学校から「令和4年度版大阪府公立高等学校等ガイド」を入手するか「令和4年度版大阪府公立高等学校等ガイド」をダウンロードするかしよう。中2生・中1生は(残っていれば)過去版を中学からもらうのも一つの方法。

大阪府公立高等学校等ガイドはここをクリック

表紙・裏表紙入れて全24ページの小さな冊子に、大阪府の全公立高校が盛り込まれている。

近所の高校を知らない方、どんな高校があるかよく分からない方などは是非一読を。

公立高等学校入学者選抜

前ページの「中学生のみなさんへ」は下の項目しかない極めて簡単なページで、クリックすると必要なページに飛んでいく。

府立高校の入学者選抜 府立支援学校の入学者選抜 検索ナビ「咲くなび」 体験入学や説明会
大阪府公立高校進学フェア 大阪府公立高等学校等ガイド 府立高校と私立高校のデータ

※「府立高校の入学者選抜」は記載ミス。市立高校もあるので「公立高等学校の入学者選抜」が正しい。
※以下は、「中学生のみなさんへ」で「府立高校の入学者選抜について知りたい人はここをクリック」してたどりつくページで、特別選抜が終わり、一般選抜出願締切り直後の、**公立高等学校入学者選抜 令和4年3月4日更新**ページの主な項目

※オススメ：

ページ上の方：大阪府公立高等学校・支援学校等 分布図[PDF ファイル/25.73MB] (令和3年2月5日現在)
高性能パソコンで見ると、いくらでも拡大できる地図

ページ下の方：<令和3年8月16日>進学フェア2022「説明動画は[こちらをクリック](#)」。ユーチューブが始まるので「広告をスキップ」をクリック。「**大阪府公立高等学校入学者選抜について** 大阪府教育庁教育振興室高等学校課」の**ユーチューブ番組** 約17分が始まります。

<令和4年3月4日>令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜における志願者数について
一般入学者選抜の志願者数を掲載しました。

特別入学者選抜等 <令和4年2月15日> **2月14日 締切時の志願者数**について

<令和4年2月16日> **2月15日 締切時（最終）の志願者数**について

一般入学者選抜 <令和4年3月4日> **3月3日 課程別の締切時の志願者数**について

<令和4年3月5日> **3月4日 課程別の締切時（最終）の志願者数**について

<令和4年2月28日>令和4年度**二次入学者選抜実施校及び募集人員**について

[こちら](#)をご覧ください。（一般選抜合格発表日に一般・特別を合わせた**二次選抜実施校と定員発表**）

○令和4年度高等支援補充選抜・共生推進教室補充選抜については[こちら](#)をご覧ください。

<令和4年2月15日>令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜における**志願者数**について

○令和4年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜における**志願者数**については[こちら](#)をご覧ください。

<令和4年2月10日>令和4年度入学者選抜 **第3回進路希望調査結果**について

詳細は[こちら](#)（[PDF ファイル]／[Excel ファイル]）をご覧ください。

<令和4年2月7日>令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について

受験生及び保護者の皆様へ

- ・特別選抜・能勢分校選抜・帰国生選抜・日本語指導が必要な生徒選抜（[PDF ファイル/144KB]／[Word ファイル/29KB]）
- ・自立支援選抜・共生推進教室選抜（[PDF ファイル/119KB]／[Word ファイル/25KB]）
- ・一般選抜（[PDF ファイル/138KB]／[Word ファイル/29KB]）

<令和4年2月7日>令和4年度大阪府公立高等学校特別入学者選抜等に係る**追検査**の実施について

詳細は[こちら](#)（[PDF ファイル]／[Word ファイル]）をご覧ください。

※例年の**追検査は一般選抜のみ**。特別選抜の追検査は1年限りの特例？

※追検査の合格数は定員を超えても良い。

<令和4年1月27日>令和4年度入学者選抜 **第2回進路希望調査結果**について

詳細は[こちら](#)（[PDF ファイル]／[Excel ファイル]）をご覧ください。

学力検査問題の種類並びに倍率のタイプ

7月に「公立高等学校入学者選抜」で発表：「令和4年度大阪府公立高等学校等アドミッションポリシー（求める生徒像）並びに学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」

一般選抜国・数・英問題の種類：【A】基礎的問題 【B】標準的問題 【C】発展的問題

一般選抜倍率のタイプ（入試点数：調査書点数）

ほとんどがⅠ・Ⅱ・Ⅲ指定。たまにⅣ指定があり、Ⅴ指定はゼロ。

【Ⅰ】7:3(630点：270点) 【Ⅱ】6:4(540点：360点) 【Ⅲ】5:5(450点：450点)

【Ⅳ】4:6(360点：540点) 【Ⅴ】3:7(270点：630点)

<1>3科目ともA

特別選抜：エンパワメントスクール全校(倍率タイプⅢ) 中央(倍率タイプⅡ) 大阪わかば(倍率タイプⅢ)

一般選抜：全ての定時制高校(倍率タイプⅢ)

島本 野崎 茨田 淀商業 平野 かわち野 美原 信太 泉鳥取 茨木工科 城東工科
泉尾工業 東淀工業 西野田工科 布施工科 藤井寺工科 堺工科 佐野工科

<2>3科目ともB：多くの高校

<3>4以外でCを含む高校

旭・桜和(国C数B英B、倍率タイプⅡ) 大阪ビジネスフロンティア(国B数B英C、倍率タイプⅢ)

<4>倍率タイプⅠの全高校

3科目ともC：豊中 千里 春日丘 茨木 四条畷 北野 大手前 高津 天王寺 生野 八尾
泉陽 三国丘 鳳 和泉 岸和田

国C・数B・英C：池田 清水谷 住吉 富田林

国C・数B・英B：三島 夕陽丘(普通科) 今宮 佐野

3科目ともB：刀根山 箕面 桜塚 千里星雲 山田 槻の木 牧野 枚方 香里丘 いちりつ
寝屋川 市岡 東 東住吉 阿倍野 布施 河南 堺東 金岡 登美丘
東百舌鳥 狭山 高石 日根野 久米田
水都国際(特別選抜)

<1><2><3><4>以外の高校

学校名	学科名		学力検査問題の種類			倍率タイプ
	普通科系	専門学科	国語	数学	英語	
園芸		フラワーファクトリ科 環境緑化科 バイオサイエンス科	B	A	A	Ⅳ
福井	総合学科		B	A	A	Ⅳ
大正白稜	総合学科		B	A	A	Ⅲ
鶴見商業		商業科	B	A	B	Ⅳ
住吉商業		商業科	B	A	A	Ⅳ
今宮工科		工業(総合募集の専科) 工業(工学系大学進学専科)	B	A	A	Ⅱ
生野工業		工業(機械科、電気科、電子機械科)	B	A	A	Ⅲ
枚岡樟風	総合学科		B	A	A	Ⅳ
福泉	普通科		B	A	A	Ⅳ
堺上	普通科		B	B	A	Ⅲ
成美	総合学科		B	A	A	Ⅲ
伯太	総合学科		B	A	A	Ⅲ
貝塚	総合学科		B	A	B	Ⅱ

アドミッションポリシー……学校が求める生徒像、期待する生徒の姿を示したもので、受験生が自己申告書を作成する際に参照するもの。(全高校の「アドミッションポリシー」が公表されている)

アドミッションポリシー	
岬	<p>本校では、授業内容や教室環境等のユニバーサルデザイン化がすすめられ、多様な生徒が共に学んでいます。その中で、豊かな自然環境を活用した体験的な授業を設けるなどし、発信力やコミュニケーション力のある、社会に求められる人材の育成を目標に掲げています。本校の特色を理解し、努力を惜しまない生徒を望みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 熱意を持って高校生活に取り組みたいと思っている生徒 2) 基本的な生活習慣が確立している生徒や、高校入学を機にこれまでの生活習慣や学習に臨む姿勢を見直し、コツコツと基礎・基本を身につけたいと思っている生徒 3) 将来の夢や就きたい仕事について考え、それを実現するために努力できる生徒
和泉総合	<p>本校は、就職や進学で必要となる基礎的な学力と教養を育成することにより、生徒が将来の夢を持ち、社会で活躍できるチカラを身につけることを目標としています。また社会のルールやマナーを守る意志、自己と他者の違いを認める感性、他者と共感できるコミュニケーション力などを育みます。本校の特色を理解し、自分の可能性を伸ばそうとする次の生徒を求めています</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 欠席・遅刻をせず学校生活を充実させ、授業を大切にしている生徒 2) クラブや地域活動などの課外活動にも積極的に参加する生徒 3) 自分も他者も大切に思いやりを持つ生徒 4) 将来の夢を考え何事にも最後まであきらめない生徒
布施北	<p>本校の特長は、すべての面できめ細やかで丁寧な指導を行うことです。地域と連携した人権教育とキャリア教育に長い歴史を持っています。日々の授業では基礎学力の定着を図り、検定試験・資格試験合格をめざした学習や、就職・進学に向けた取り組みも行います。また、エンパワメントタイムや職業体験実習といった参加型授業を通して、社会人として必要とされる規範意識やコミュニケーション能力を養い、将来、「社会と調和して生きる」ことのできる生徒を育てます。本校の特色を理解し、困難なことや辛いことにも簡単にあきらめず、新しいことにも積極的にチャレンジしようとする生徒を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 意欲的に高校生活に取り組み、基本的な生活習慣を身につけたい生徒 2) 日々の学習に前向きに取り組み、基礎学力の定着を図りたい生徒 3) 職業体験実習に積極的に参加し、社会で必要とされる実践力を身につけたい生徒 4) 高校生活を通して目標を定め、進路実現に向けて努力を惜しまない生徒
長吉	<p>本校は、規律と自主性を重んじ、いじめを許さない安心して過ごせる学校づくりを進めています。</p> <p>また、社会人として必要な「基礎学力」「考える力」「生き抜く力」を身に付けるために、学びなおしの徹底と「わかる授業」を通じて、自尊感情を高め、他者とつながり、社会で生きる力を育みます。さらに、国際理解教育を推進し大阪のモデルとなるような多文化共生の学校づくりをめざします。</p> <p>本校の特色を理解し、自分の可能性を伸ばそうとする生徒を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) まじめにコツコツと努力し基礎学力を身に付けたい生徒 2) 学校行事や部活動、ボランティア活動に参加する意欲があり思いやりの心を育みたい生徒 3) ルールを守り、規則正しい生活を送ることができる生徒 4) 自分の進路実現のために高校生活を前向きに取り組む生徒
西成	<p>本校は、障がいのある生徒をはじめ、外国にルーツのある生徒や、様々な立場にある生徒たちが互いに励ましあいながら学んでいます。そして、互いのちがいを認め合い、相手を尊重する気持ちを大切にし、また、エンパワメントスクールで学んでよかったと感じてもらえるような高校をめざしています。</p> <p>本校の教育目標は、①生活的自立、②社会的自立、③職業的自立の3つの自立をめざし、地域社会で活躍する社会人を育てることです。</p> <p>本校の特色を理解したうえで、次のような生徒を望みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日々の学習や学校生活にいっしょけんめい取り組む生徒 2) 苦手なことにも積極的にチャレンジし、高校生活を充実させたいと思っている生徒 3) 自分を見つめ、将来、地域や社会で役立ちたいと思っている生徒
成城	<p>本校は、高い規範意識と社会貢献意識を持ち、各分野のリーダーとして活躍できる生徒の育成をめざしています。このため習熟度別・モジュール授業や少人数で行う系列授業を生かして、個々の学力の伸長と、数多くの検定試験合格・資格取得を推進しています。</p> <p>本校において、学業を中心として学校行事や部活動を含む充実した学校生活を送り、将来の夢と希望実現のためにあきらめることなく、粘り強く努力できる生徒を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基礎基本の学習活動に真剣に取り組み、発展的学力を身につけ、自らの進路実現と社会貢献できる人材となるために、努力を惜しまない生徒 2) 種々の検定試験・資格試験に果敢に挑戦し、将来専門的な職業に就き、その道のスペシャリストになりたいと真剣に考えている生徒 3) 学校行事や部活動に積極的に取り組み、学校生活を大切にする姿勢を持つ生徒 4) 毅然とした生徒指導といじめを許さない指導に共感し、自分と他者を大切にできる生徒
淀川清流	<p>本校は、きめ細かい指導で生徒に寄り添い、生徒の自主性を大切にするとともに、思いやりの心や人権尊重の精神等、豊かな人間性を育む教育を実践します。また、ユネスコスクールとしての活動や2年次からの各系列の専門科目等で、生徒の自己実現を支援します。本校の特色を理解し、本校志望の意志が強く、自分の可能性を伸ばそうと努力する生徒を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基礎的な学習から学び直し、進路をきりひらく力を身につけたい生徒 2) 部活動や生徒会活動、学校行事などに積極的に取り組みたい生徒 3) 国際交流やボランティア活動に取り組み、夢に向かってチャレンジしたい生徒 4) 他人に対して思いやりの心を持って接することができる生徒 5) 時間やきまりを守り、けじめをつけて高校生活をおくりたい生徒
箕面東	<p>本校は、生徒一人ひとりを大切にする教育の実践を通して、社会人として必要な資質・能力を身につけ、社会に貢献できる人材を育成することをめざしています。特に、モジュール授業で「基礎学力」の定着を図り、エンパワメントタイムで、「思考力」と「コミュニケーション能力」等の社会人基礎力を育みます。本校の特色を理解し、自己実現のために努力を惜しまない生徒を望みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) チャレンジ精神にあふれる生徒 2) 自分の力を人や社会のために役立てる気持ちの強い生徒 3) 規律を守り、学校生活を充実させたい生徒

令和4年度 大阪府公立高等学校 入学者選抜配慮要項

<別表1>教育委員会の審査が必要な配慮事項

I 障がいのある生徒に対する配慮（様式501～503による申請）

種類	対象者	内容	受験室
1 学力検査時間の延長	(1)点字による教育を受けている者 (2)強度の弱視者で、良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 (3)体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者 (4)両上肢機能の障がいが著しい者 (5)その他、障がい等の状況により、学力検査時間の延長を必要とする者	(1)各検査教科等に規定した学力検査時間の1.5倍 (2)(3)(4)(5)各検査教科等に規定した学力検査時間の約1.3倍	別室
2 代筆解答	障がいの状況により、筆記することが不可能又は困難な者	(1)代筆解答のみ (2)代筆解答及び学力検査時間の延長(約1.3倍)	別室
	上記「代筆解答」を認められた者及び点字による受験が認められた者で、自己申告書の代筆を必要とする者	自己申告書の代筆	—
3 介助者の配置	障がいの状況により、受験に際して介助を必要とする者	(1)介助のみ (2)介助及び学力検査時間の延長(約1.3倍) 〈注〉介助の内容は、別途、中学校と府教育委員会と協議する。 なお、介助者の配置は、検査室内に原則として中学校教諭を1名とする。	別室
4 問題用紙等の変更	(1)点字による教育を受けている者 (2)障がい等の状況により、通常の問題用紙等による解答が困難な者	(1)点字による問題用紙等の使用 (2)ア 拡大した問題用紙等(原則B4判)の使用 イ 漢字にひらがなのルビを付した問題用紙等の使用	原則として別室
5 英語のリスニングテストの筆答テストによる代替	原則として、両耳の聴力レベル(裸耳)が30デシベル以上の者で、補聴器を使用しても語音が明瞭に聞き取れない者	筆答テストによる代替	リスニングテストのみ別室
6 物品の持込み	学力検査の実施にあたって、実施細目により必ず携行するもの又は携行してもよいものと定めたもの以外の物品の持込みを必要とする者	物品の持込み	原則として別室

<別表2>高等学校長の判断による配慮事項

種類	対象者	内容	様式
1 個人面接	次の(1)又は(2)の選抜を志願し、特別の事情により個人面接を必要とする者 (1)特別選抜全日制総合学科(エンパワメントスクール) (2)特別選抜多部制単位制I・II部(クリエイティブスクール)及び昼夜間単位制	個人面接	
2 別室	障がいの状況や病気等により所定の検査室において受験できない者(教育委員会の審査が必要な配慮事項に申請する者を除く。)	(1)別室による受験 (2)休憩時間の延長 (1)の別室受験を認めた者で、特に必要と認められる者について、休憩時間を延長することも差し支えないが、あらかじめ設定された検査時間の変更や延長は行わない。休憩時間の延長を行う場合は高等学校長は高等学校を所管する教育委員会に連絡すること。	様式511
3 座席の変更	障がい等の状況により座席の変更等を必要とする者	座席の変更	—
4 補聴器等の使用	補聴器等の使用を必要とする者	補聴器等の使用	—

高等学校長から高等学校を所管する教育委員会への報告について、「1 個人面接」及び「2 別室」は様式561を使用すること。

令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜配慮要項 解説と注意

配慮事項申請の手続きは3種類に分かれる。

1. 教育庁の審査が必要な配慮事項<別表1>
2. 帰国生等に対する配慮事項<別表1>(左(13ページ)の表では省略している)
3. 高等学校長の判断による配慮事項<別表2>

別表1の、様式501などによる申請書を市町村教育委員会が府教委に提出する期限は11月30日(月)。

別表2の、様式511による「個人面接や別室」の配慮希望を高校に提出する期限は、
特別選抜2022(R4)年2月2日(水)、一般選抜2022(R4)年2月16日(水)

※提出日を過ぎた場合、別表1・別表2共に「別途の申請」はできる。

配慮が承認された人の受験希望校提出締切

特別選抜2022(R4)年1月20日(木)、一般選抜2022(R4)年2月2日(水)

※受験希望校提出以後は受験希望校変更届を提出できる

市町村教育委員会入試担当者に対する府の説明会が8月に開かれる。

8月中旬～11月30日が別表1の申請期間となるが、中学校の申請書提出は早ければ早いほどいい。

☆「配慮要項」を希望する人は必要な部分のプリントアウトを中学校に依頼しよう。

代筆解答による受験(p14-p15) 介助者の配置(p15) 代読による介助(p16-p17)

参考 代筆者および介助者(代読者)の配置例(別室)(p18)

☆入力後の結果(プリントアウトしたもの)をもらおう。

- ・別表1の配慮を希望する中学3年生は、8月または9月始めに「様式501」のプリントアウトを依頼し、できるだけ早く先生と相談して記入内容を決めよう。
- ・電子申請のプリントアウトは少しばかりの操作技術が必要。担当者によってはプリントできないまたは不十分なプリントしかできない可能性がある。

配慮事項の一覧表に問題有り！

一覧表にはパソコンの「パ」の字もない。(中学校は、「一覧表に書いていないものはダメ」と判断しやすい)一覧表を見る限り、許可される配慮は次のものに限定されているように思える。

学力検査時間の延長・点字受験・代筆解答・介助者の配置・拡大問題用紙・別室受験・本人のみに必要な特別な物品の持込

一覧表に書いていなくても大丈夫。(以下、実際に行われた受験上の配慮のほんの一部)

問題用紙の中に解答欄がある「問題・解答欄同一用紙」を使用(次頁の「配慮事項申請書」参照)

あらかじめ用意された「文字盤」上の文字を本人が指示し、第三者が記録

アイコンタクトによる意思表示から解答を導く

生徒の発音が母親にしか聞き取れないことを認め、代読・保護者通訳・代筆

中学校・市町村教育委員会は、

何をすればその生徒のための(公平な)選抜になるかの視点を！

「受験上の配慮」は申請しなければ始まらない。まず申請。

配慮一覧表は単なる参考。

普通の授業と「中学校での試験や授業実態」が大きな影響を与える。

中学校の授業・テストを「こんな形で受けている、受験でも同じように」という希望は通りやすい。

一度出された「不可」を変えることも可能。そのためにも3年生になったら申請手続を意識しよう。

配 慮 事 項 申 請 書

1 申請者			
ふりがな		生年月日	
氏名		年 月 日生	
中学校等		年 月	
2 出願を予定する選抜			
特別入学者選抜／能勢分校選抜／帰国生選抜／日本語指導が必要な生徒選抜			
一般入学者選抜			
3 学力検査において希望する配慮（入力様式は「3 障害の種類や程度」。項目も大きく異なる）			
学力検査時間に関する配慮	<p>A4 に収まり、申請概要が分かるように作成した表。 「本物」よりも項目は少なくなっている。 「本物」はエクセル入力表。</p> <p>「本物」はプルダウンメニューや入力上の注意などがある。（以下は一例） 「学力検査問題等用紙に関する配慮」で「学力検査問題等の拡大」を選択した場合、拡大の方法をプルダウンにより○を選択して入力してください。A4をB4の大きさに拡大する以上の拡大が必要な場合には「その他」を選択し、内容を具体的に入力してください。</p>		
検査室に関する配慮			
代筆解答による受験			
問題等の代読による受験			
リスニングテストの筆答テストによる代替			
点字			
問題・解答欄同一用紙			
漢字にひらがなのルビを付した問題用紙等の使用			
問題用紙等の拡大			
リスニングテストにおける音声聴取の方法			
持参して使用するものに関する配慮			
自己申告書の代筆			
介助者の配置			
その他必要な配慮			
介助者			
介助者に当たる者の氏名（中学校教諭）		申請者との関係	
4 生活上必要な配慮（身体等の介助、医療的ケア、トイレ等介助など）			
6 中学校における配慮			
7 受験に際し配慮を必要とする具体的理由			

高校て何？ ---制度から分類した高校の種類

高等学校(高校): 中卒が受験資格

公立高校・私立高校

全日制課程・定時制課程(昼間定時制含む)・通信制課程

通信制・単位制高校

公立高校通信制=桃谷高校のみ

私立高校通信制=八洲学園高校・長尾谷高校・向陽台高校・秋桜高校など

毎日通う、1年に1週間程度の集中スクーリングに通うなど、通学形態はいろいろ。

中3生対象の「入試」がある。(主に2月~3月、複数回)

中卒生対象の「編入学試験」が年間を通してある。

高校生対象の「転入学試験」、高校中退生対象の「編入学試験」が年間を通してある。

※大阪では私立→公立の転入は可能。 ※公立全日制→公立定時制の転入もある。

高等専門学校(高専): 中卒が受験資格

大阪では大阪公立大学工業高等専門学校のみのみ。

5年制。卒業後は大学3年に編入学ができるなど、「特別な高校」。

高等専修学校: 中卒が受験資格

学校の正式名称は△△高等専修学校とか○○専門学校高等課程となる。

全日制高校と同じように登下校し、教室で一斉授業を受けるタイプが多い。

「高校ではなく高等課程である」が、大多数の高等専修学校は通信制単位制高校と連携(技能連携校)し、高卒資格が取れるようになっている。

専門学校: 高卒が受験資格 専門学校が高等課程を併設する例も結構ある。

ややこしい例1

中央学園専門学校→→中央学園専門学校(保育科、ファッションクリエイター科、普通科)は、高等課程としての中央学園高等専修学校を併設。

ややこしい例2

大阪 YMCA 国際専門学校(大阪市西区土佐堀)

専門課程 国際ビジネス学科・国際ホテル学科(高卒・高校3年生が受けられる)

高等課程 表現・コミュニケーション学科(中卒・中学3年生が受けられる)

大阪 YMCA サポートクラス(塾とか○○教室と同じ、誰でも受けられる)

YMCA 学院高校(大阪市天王寺区南河堀町)

通信制・単位制高校

入試: 1次(2/18)~5次(3/31)

大阪 YMCA 予備校(大阪市西区土佐堀と大阪市天王寺区南河堀町)

高校一年生の学費

どの高校も制服代は購入品目によって一人一人の代金が大きく異なる。教科書代も選択科目によって代金が異なる。教科書・制服等は不明確

		入学時納入・支払い金(入学後の分割払いも含む)					入学後納入金				
		入学金	授業料	その他	合計	教科書 制服等	諸費	その他	生徒会	PTA	修学旅行
私立	藍野	200000	550000	150000	900000	約 160000	80000				150000
	上宮太子	220000	636000		856000	約 87000	160000	60000			320000
	大阪産業大学	200000	540000		740000	約 150000	100000	45000	4000		159000
	附属	200000	540000		740000	約 150000	180000	45000	4000		223000
	大阪学院大学	240000	594000	144000	978000	約 100000	17400	36000			
	国際コース	240000	594000	224000	1058000	約 100000	17400	36000			

公立	山本	5650	118800	1930	126380	約 102215	36600	800	1700	4000	75000
	松原	5650	118800	1930	126380		23000		2500	3900	70000
	北摂つばさ	5650	118800	1930	126380		27800		2500	4000	99000
	園芸	5650	118800	1930	126380	制服 57000					
		環境緑化	5650	118800	1930	126380	教科書 16000	26000	3220	1700	4000
	バイオサイエンス	5650	118800	1930	126380	~19000					

上宮太子独自の費用(年額)

徒歩・自転車 13200
 雨天時通学バス 31200
 通学バス1 93600
 通学バス2 128400
 通学バス3 152400
 ※1, 2, 3は路線による

園芸独自の費用

*入学時購入、体操服含む
 フラワーファクトリ¥36610
 環境緑化¥40220
 バイオサイエンス¥39130
 *その他
 左利き用花ばさみ¥2040
 耐油長靴¥2940 などなど

維新の「高校無償化デマ宣伝」に惑わされるな!

諸費用が安い方に入る産大付属高校を例にとる。

3月までの納入費用は27万円。6月初までに304000円。

9月初までに普通科28万円、国際科32万円。

ざっと80万円以上を支払う資力が必要。

1年間では普通科約105万円、国際科約120万円。これに教科書代や制服代等が別途加わる。

全費用のうち、所得に応じて授業料のみが10月に返還される。

障害者基本法の「障害」の定義

改正前	現在
この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

医学モデル	社会モデル
障害とは、疾病、外傷、その他の健康状態により直接生じた「個人的な」問題	障害とは、社会によって作られた問題であり、主として障害を持つ人の社会への完全な統合の問題
“立って歩けない” “目が見えない” “耳が聞こえない” などの心身機能の制約が“障害”	“階段しかない施設” や “高いところに物をおいた陳列” などが“障害” を作り出している
障害を克服するのは障害を持っているその人 専門職による個別治療といったかたちでの医療を必要とする	障害は、個人に帰属するものではなく諸状態の複雑な集合体であり、その多くが社会環境によって作り出される
治癒あるいは個人のよりよい適応と行動変容を目標	社会生活の全分野への障害者の完全参加に必要な環境の変更。社会全体の共同責任
不利益・困難の原因は目が見えない、足が動かせないなどの個人の心身機能が原因である	障害のない人を前提に作られた社会の作りや仕組みに原因がある

.....

..... 専門家とは、小さな間違いを器用に避けながらも 大きな間違いへと進んでいく人…スティーブン・ワインバーグ

..... 専門家とは『どこまで分かり、どこから分からないか』を知る人.....中村 桂子

..... 彼らの特徴は自閉と言うが、彼らほど人とのつながりを希求している子どもはないと感じていた.....小沢 勲

..... 人は、人を浴びて人になる.....夏苺 郁子

..... 「みんなの学校」は大空の独占ではない。全国の公立小学校（がなれる）

..... 学校の中で障害という言葉を使ったことがない

..... 学びは（大人も子どもも）楽しい。学びを空気として吸っている

..... 指導という名の暴力を子どもに降り注いでいる 木村 泰子

..... 障害があるからいじめめるのではなく、いじめがあるから矛先が障害児に向かう.....武田 緑

..... 原学級にいたことが、障害を持っている子のためだけじゃなくてその子がおることでクラスが変わる…齋喜 慶三

..... 差別は「障害」があるから起こるのではありません。分けるから起こるのです石川 憲彦

..... 一緒がいいならなぜ分けた

..... 「気がね」はするからある、しななければならない.....北村 小夜

..... やさしい言葉で分けないで.....傳田 ひろみ

..... 皆にとって娘は障害者ではなくクラスメートの一員なのです。世界がもし娘のクラスだったら障害者はいない。
.....千葉市 Oさん

..... 分けない社会は分けない教育から！inclu-edu-net

.....

グッとくるよ『子どものことば』は 高度医療ケアラー・在宅おふろ研究者・大泉 えり

1. はじめに

「人生は、選択だ」と私も思う。しかしながら、先天性の神経難病で生後9ヶ月から人工呼吸器を24時間使う娘には、生きていく選択肢があまりにも少ないのが、この世界の現実だ。

それでも、気管切開をして「医療デバイス」と共に生きていくことになった娘には、この世界の素晴らしさを知ってほしい、その命を生ききってほしいと、私は母親として願っている。

本稿では、疾患名や使っている医療機器や車椅子ではなく、名前の「さほ」と呼ばれるように、地域で子育てをしてきた、母としての私の主観をもとに、子どもたちが紡いでくれた言葉とエピソードをご紹介します。

2. 出会って知り合う

『え、生きてんの?』7歳くらいまでの子どもから多いのがこの問いかけ。私が「生きてるよー、見てー」と答えると、娘の動いている目を見ながら納得して、『これなに?』と使っている機器についての質問が続く。

『この子、どうしたの?』という子どもからの問いは、おおよそ(どうしてこれに乗っているの?)または(のどから出ているホースは何?)という意味で、「歩けないから車椅子を使ってるんだよ」「ここに空気が通ってて、これで息をしてるんだよ」と答える。

初回は、だいたいひと通りの疑問の答えを聞くとみんな去っていく。次に会った時には、その子が他の子に私の代わりに答えを伝えてくれる。しばらく一緒に過ごした頃に聞かれるのは、『ご飯食べられる?』『どうやって寝るの?』『おふろどうするの?』だ。不思議とこの段階的な問いはいつも同じパターンだ。人が人を知っていくプロセスなんだなと気が付く。

私たちは、初めましての人に出会った時、その人との共通点を探してみても、同時に違いも知ってみて、仲良くなれそうかなどうかなと思う。出会った後、同じ時間と空間を過ごす機会を重ねる中で、人はよりお互いを知っていく。

「脊髄性筋萎縮症I型」注1という十万人に1人とも言われる疾患を持ち、自分で息さえできない娘は、一歳で子ども病院を退院して以来、有難いことに地域で同年代の子どもたちと過ごす機会を重ねてこられた。一歳から「児童デイサービス」(現在の「児童発達支援」)という未就学児の障害福祉サービスに通い、地域の幼稚園に入園、そのまま地域の小学校の通常級に就学してついに今年卒業の年、六年生だ。私の付き添い歴は、別室待機の時もあるとは言え彼は11年ということになる。

3. 人は関係性の中で生きる

「人は関係性の中で生きる」とは確か老子の教えだったと思う。出会って八年間を共に過ごした子どもたちとの関係は、かけがえのないものになった。

振り返れば、幼稚園時代や小学校低学年の頃は、同じクラスの仲間として自然に、たくさんの思いやりに育まれた。一年生の運動会の終わりにクラスメイトが『さほちゃん、徒競走5位だったでしょ?私1位だったから半分あげるね!』と言ったのは忘れられない。5と1を足して半分にしたら3でちょうどいいと思ったのかもしれない。機器を積んだ大きな車椅子を押してもらって走る娘を、よく見ていてくれたんだね。

中学年の頃は、10歳のギャングエイジと言われるだけあってクラスが少々荒れて、心無い言葉を受けたこともあったし、友だちが離れていく経験もしたけれど、自分自身を見つめる機会にもなったようで、娘は『ケンカしてみたい』と言い、『どうして治らないのに病院に行くの?』と私に尋ねた。その流れで、専門医による“本人への難病告知”も行った。

地域の小学校に入学した時に、未熟な私は「娘こそ、多様性の最たるもの」だと思っていた。だが、しばらくして気が付いた。「娘は多様性の一粒にすぎない」と。在校生1000人の学校で、いろんな子どもたちやクラスメイト、先生方との関わりの中で育てていただいたと感謝している。「人は人を浴びて人となる」という恩師の言葉を、実感を伴って理解したように思う。

4. 「平等」と「公平」とはなにか

高学年になると、子どもたちの自我の芽生えや個性の育ちは目に見えて言動に表れてくる。そんな中で、知らず知らずに歩いてきた私たちの道の輪郭を、見せてもらえたエピソードがある。

新型コロナウイルスによる最初の緊急事態宣言が出されて、小学校が突如休校になってしまった後、学校再開時が五年生だった。その頃は、得体の知れないコロナウィルスへの恐怖感が、私にも娘にもあって、呼吸器に重度の疾患があるためみんなより登校再開を遅らせたり、有難いことに、自治体が先行してオンライン学習を認めてくださったりして、何とか学校生活を繋いでいた。そんな状況ではあったけれど、新しいクラスメイトや担任の先生とは、意外にも関係が作れなくなることはなかった。これまで過ごした年月が、絆の貯金のように作用していた。もちろん、担任の先生の、娘を含めたクラスの子どもたちそれぞれへの配慮が素晴らしかったからでもあると思う。

春に行えなかった運動会を、二学期に行うことになって、なんと娘は「ソーラン節リーダー」に立候補した。五年生のクラスメイトは闊達な子が多くて、各種の学校行事などのリーダー選出は、毎回激戦となる。立候補者は自分の想いや考えを各自発表し、その後みんなの挙手が多い人が選ばれる仕組みだった。自己アピールの日に定期通院で登校できない娘は、前日に動画を撮

って先生に託すことにした。

前日、担任の先生が「僕としては、さほさんには“特別枠”を作ってリーダーになってもらおうと思っています」と私に密かに仰った。「え、クラスのみんなはそれで大丈夫でしょうか？」と確認すると、「みんなには僕から話しますから」とのことだった。

その夜、少し前に私が「運動会では娘にも何か役割があれば有難いです」なんて言ったから、先生は配慮してくださる気持ちでいらっしゃるのだと、私が余計な事を言ってしまったことを猛省した。この流れで私にできることは何だろうか。私は連絡帳に「私としては、娘がリーダーに落選しても特に異議はありません。クラスのみんなの気持ちと、先生にお任せいたします」と書いて翌朝渡すことにした。先生のお気持ちを傷つけず、娘の心も大切にしたい。クラスメイトと担任の先生を信じて託すしかなかった。

次の日、担任の先生は娘を呼んで、彼女が落選したこと、でもそのチャレンジが素晴らしかったことをきちんと話してくださいました。私には別途、その時の様子を教えてくださいました。担任の先生が“特別枠”について提案すると、子どもたちから意見が出た。『他の立候補者もいるのにおかしい』『それに、特別扱いはさほさんに失礼だと思う』と。先生は「僕が浅はかでした。ずっと一緒に過ごしてきた子どもたちの方がよく分かっていました。学ばせてもらいました」と仰った。

いや、余計なことを言ったのはこの愚かな母親なのだ。子どもたちと先生を信じる大切な機会をいただいて本当に有難かった。あるクラスメイトの振り返りノートには、『平等』と書いてあった。「平等」と「公平」について深く考えさせられた出来事だった。

運動会では、娘はわずかに動く指先で電動車椅子を操作して、みんなとソーラン節を踊りきった。娘が人生で初めて、自分の意思で自分の体を動かして発表した踊りだった。付き添いステージママの私ではなく、観覧者席のママ友が泣いてくれた。

5. 八年間で育まれたものと答えられない「問い」

これまでのグッときたエピソードをここで全て紹介はできないけれど、幼稚園から含め小学校までの八年間で育んでいただいたものは、「娘なりにできる」力、友達（人）を信じる心、人に助けてもらって生きる力、だと思う。これは親子共にだし、障害児者に限らずどんな人にも必要なもののように思う。

一方で、娘に適した学習環境を十分に整えてあげられなかった私の反省もあるし、親子で頑張り過ぎちゃったなと思うところもある。

そして、どうしてもうまく答えられなかった子どもからの『問い』もあった。それは、『お母さん、大変だね』『お母さんがいなくなったら、さほちゃんどうなるの?』である。子どもたちは、よくよく見ている。

今だから言うけれど、娘が生まれてからずっと三時間の断眠生活を続けながらも、私は努めて学校では明るく楽しそうに振舞った。たとえ人工呼吸器を使う寝たきりの子どもであっても、可哀想で不幸ではないし、みんなのお母さんと同じように私は子どもを愛していて、娘は愛されていることを知って欲しかった。何よりも、どんな人生にも起こるであろう何かしらの「マサカ」の時や、いつか母親や父親になるであろう子どもたちに、命を楽しく生きている記憶を残したかった。ちょっと大げさで格好つけかもしれない。

でも、本当に子どもたちは、よく見ている。ある聡明な女の子は『正門の中と外と、お手伝いしてくれる人って違うんだね』と言った。そうなの、社会サービスが文科省と厚労省と縦割りで違うの、とはさすがに答えなかったけれど。

小学三年生の二学期に、自治体で「学校看護師制度」が試行的にスタートし、母親以外の人も医療ケアをやれて、助けてもらえることは伝わったと思うが、コロナ禍で母子分離の取り組みが頓挫してしまったのは、そこはかとなく残念だ。もし読者の中に、力のある有識者がいらっしゃったら、重度の医療ケアのある子どもの家族の大変さと合わせて、周りの子どもたちが潜在的に受け取っている印象にも着目していただきたいと思う。

6. 終わりに

2021年の終わりから2022年の始まりにかけて、この原稿を書いています。民間人の宇宙旅行が現実になっているこの国で、子どもたちの可能性を広げる責任を負う大人の一人として、ささやかながらこれまでの体験を発信させていただきます。

私なぞが「インクルーシブ教育」についての文章を書くなんて、とてもおこがましいことです。社会活動家を目指しているつもりもないし、娘を活動家に育てたいわけでもありません。ただ、先達から私たちに巡ってきたバトンを、大切にしたいと思っています。今年のクリスマスイヴに亡くなった社会活動家 海老原宏美さん注2への哀悼と敬意を込めて。

注1. 脊髄性筋萎縮症とは、進行性の神経難病で、生後6か月までに発症するタイプをI型、重症型としている。運動発達が停止し、体幹・手足などが動かせなくなる。生涯、首や腰がすわることがなく、筋肉が低緊張でフロッピー（ぐにゃぐにゃする）インファント（乳幼児）とも呼ばれる。呼吸筋も弱くなり呼吸が難しくなるため、生命を救うためには、多くの場合1歳未満で人工呼吸器によるサポートが必要となる。嚥下機能も早くに低下するので、経鼻経管栄養になる。その後、胃ろうを造設することも多い。知的発達については良好と言われている。（SMA 診療マニュアル編集委員会、斎藤加代子、2012、p.1）

注2. 1977年神奈川県出身。生後1年半で脊髄性筋萎縮症と確定診断を受ける。小学校から大学まで地域の学校に進学し2001年の韓国縦断野宿旅で障害が重度化、02年より人工呼吸器を使い始める。01年より東京都東大和市で自立生活を開始。自立生活センター東大和で障害者の地域生活に関わる権利擁護・相談支援活動等をはじめ。09年人工呼吸器ユーザーの地域生活支援のために仲間と「呼ネット」を設立。（<http://kazewaikiyotou.jp/shokai>、2022年1月9日アクセス）



学校の中の介助を考える

佐藤陽一

千葉では医療的ケアを含め「親の付添い」が求められることはほぼなくなりました。その代わりに気になるのは、親が「介助がいると安心」と思う中身と、実際の介助が正反対の役割を担うことです。就学相談会では「介助員と監視員は紙一重」ということを伝えています。

私が学校の中で「介助」をするときに気をつけていたのは、この子が「できないから介助」ではないということ。みんなと学校生活を経験「できる」からこそ、「介助」として私がいる。一番気をつけていたのは、「何かをしないと、介助をしたことにならない」という思いこみを捨てることでした。この子が「できない」から、「できる」ようにするために「介助」に入るのではない。この子が周りに「迷惑」をかけるから、それを防ぐための「介助」ではない。この子が「できない」ことを、代わりに「してあげる」ためでもない。「できない」ことがあっても、その「できない」ままの姿で堂々とそこにいて欲しいから、私は介助に入ってきた。

この子が障害のために階段を上がれないとき、2階に車椅子を運びながら、私は何をしてきたのか。階段の上の友だちのいる所に行きたい気持ちを、「誰でもそう思うよね」とその子に伝え、周りの子にも「あたりまえのことだよ」と伝えること。自分には障害があるから仕方がないとあきらめてしまわないように。そんなふうにこの子が「できない」こと以上の寂しさを感じないように。そんなことを思っていた。

一人でできないから介助、先生の指示が分からないから介助と問題を数えると、問題解決してあげることが介助の中身になりやすい。そうならないために、「障害」の介助ではなく「学校生活」の介助と考えてみる。授業という生活、休み時間という生活、体育館や図書室への移動を含む生活、給食という生活。…そうした生活のための介助、という視点から考えてみる。

「授業という生活を暮らすための介助」とは、授業の中身を理解するための介助ではない。まして障害のある子がそこにいないかのように、担任が授業を進めるためではない。クラスの子が、担任の話を見聞かずに遊んでいたなら、それを注意するのは担任の役割だ。そのとき、介助としての私の役割は何か？ その子が怒られないように前もって注意することではない。時と場合によるが、基本はその子がちゃんと担任に注意されること、の間にいる役割だ。主体感覚の育ちをじゃましない介助。子どもたちが作りあう世界のじゃまをしない介助。この子が「経験すること」を教えることはできないし、代わってあげることもできない。だからこの子が経験「できる」ことをじゃましないこと。子どもが立ち歩いたら外に連れ出す介助、とか、本人の好きな絵本やプリントだけを机に広げ、とにかく一時間、座って課題に取り組むことを目指す介助ではいけない。

そうして、この子の「私の毎日」がいつしか「私たちの毎日」に変わっていく日々を、私は子どもたちの隣で見せてもらってきた。入学するときには、「私の学校・私の先生」から始まる生活が、いつしか「私たちの学校」という実感に変わっていく日々。遠足・運動会・合唱祭という行事が、「私の楽しみ」から、「私たちの楽しみ」になっていく時間を見せてもらった。例えばピストルの音が恐くて1年生の運

動会に参加できなかった子が、何年か後には、どこにいるのか見つけられなくなるほどみんなとの生活の中に溶け込んでいく姿を見せてもらった。そんなふう一人の子どもの「私の学校生活」が、「私たちの学校生活」と感じられるように、そのための「つなぎ」になりたいと思った。例えば、車椅子を押すことが「つなぐこと」だった。みんなのそばに連れていくことが「つなぐこと」だった。時には、みんなから離れてぽつんとしている子どもの名前を遠くから呼びながら、私が動かないことで、見かねた子どもたちに走っていってもらうことが「つなぐこと」だった。大人の手をかりる場面が多いことで、クラスの「私たち」からこの子一人零れ落ちないように。この子の「私」が、みんなとの「私たち」から零れ落ちないように、そんなことを思っていた。

普通学級の配慮として欠かせないのは、「みんなと一緒に」を壊さないための配慮です。そのために、介助が子どもたちにどのような影響を与えているのか、を考えない訳にはいきません。手をかけ世話をやくことでできる関係もあるが、余計なことをしないことでできる大切な関係もある。適切に手をかけることが難しいように、余計なことをしないことも難しい。「介入」する介助ではなく、自分で運命を展開させ切り開く力を見守ることが学校の介助には大切です。私は、その子の障害をもって学校時代を過ごしたことがないのでそもそも教え方を知りません。子どもも、自分のやり方での失敗を認められなければ、自分のやり方を見つけることができません。その相互行為としての介助を、周りの子どもも見ています。手をかりることや知恵をかりることは恥ずかしいことではなく、「自分のやり方」を見つけるのを手伝う大人がそばにいるのだと、そんなふうに見える介助ならいいのかもしれない。

…でも本当は「いなくていい」、いえ「いない方がいい」ことが圧倒的に多いのですが、その話はまた別の機会に。



この原稿は、『障害児を普通学校へ・全国連絡会』の会報6月号に掲載されたものです。元は13年前に「千葉県の統合教育6」に書いたものです。最近になって、それをとても丁寧に分かりやすくまとめてくれた方がいて、そこから私に原稿依頼がきたようです。いい機会なので、「介助」についてブログのメモを10年分取り出してみました。でも私の書くものにあまり進歩はないようで、同じことを繰り返していることに気づきました。きっと、学校の対応も変わっていないからでしょう。

それよりも、これを書き終えて気がついたことがあります。今回の「ワニなつ」に登場している子たちは、入学時は「親の付き添い」や「介助」が必要とみられていましたが、中学生のときには介助員はついていません。はじめは介助員がついていた子も、小学校の途中で距離をとって離れてもらったり、介助員を外してもらいました。今回のそれぞれの原稿を読むと、ゆうきくんもなつちも、るいくんもともくんも、「介助がない」ということの意味が伝わってきます。

介助といわれているものは、誰であっても「状況」によって必要なものであって、それが「介助が必要な子ども」ではないのです。そのことを、これからちゃんと書いてみたいと思います。

障がいのある子どものより良い就学に向けて

〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック〉

大阪府教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課
平成 26 年 3 月発行

2. 市町村教育委員会における就学相談・支援の在り方

〈ポイント〉

- 1 地域の小・中学校で受け入れるという意識をもって、就学相談・支援をスタートする。
- 2 本人・保護者の思いをしっかりと受け止め、信頼関係を築きながら就学相談・支援を進める。
- 3 就学移行期の「個別の教育支援計画」の作成・活用を通じ、合理的配慮の提供等について保護者との共通認識を醸成する。
- 4 地域の小・中学校への就学に向けての適正な情報提供と学校見学・体験入学の充実を図る。
- 5 発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、必要に応じて柔軟に就学先を変更できることを関係者の共通理解とする
- 6 就学後も定期的な教育相談や「個別の教育支援計画」の見直しを行う等、フォローアップ

国は、今般、就学先の決定の仕組みを改める等の学校教育法施行令の一部を改正し、インクルーシブ教育システムの構築に向けて大きく動き出しました。これまで、本施行令第 22 条の 3 に該当する者は特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として地域の小・中学校への就学を可能としてきた現行規定を改め、子どもの可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な観点から市町村教育委員会が判断していく仕組みになりました。（資料編 文部科学省資料参照）

大阪府では、これまでもすべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に支援教育をすすめ、就学相談・支援においても、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、本人・保護者の意向を最大限に尊重した就学相談・支援の充実を図ってきましたが、今回の「学校教育法施行令」の改正を踏まえ、障がいのある児童生徒の就学相談・支援において市町村教育委員会は、障がいの程度に関わらず、地域の小・中学校から始まる就学相談をスタートし、地域の小・中学校で受け入れるという意識を持って、就学相談・支援を進めていく必要があります。

※3 〈本人・保護者との出会い〉

保護者は、市町村教育委員会に自分の子どもを進んで受け入れようとする姿勢が見られないと、心を開いて相談することはできない。障がいのある幼児・児童・生徒の就学相談は、障がいの程度に関わらず、地域の学校からスタートし、地域で受け入れるという姿勢のもと、保護者の抱えている悩みを受け止め、保護者の心情に傾聴し、共感的理解に努める必要がある。

この姿勢は、学校の管理職や教職員も同様となる。市町村教育委員会の姿勢と学校の姿勢に違いがあったり、違った情報提供を行うと、保護者は不安になり、学校への信頼をも失くしてしまうことに留意する必要がある。

※9 <合理的配慮の検討、決定>

- 市町村教育委員会や学校は、地域の学校で受け入れるという意識を持って、合理的配慮の検討を行う必要がある。
「障害者の権利に関する条約」において、合理的配慮の否定は、障がいを理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- 合理的配慮の決定に当たっては、学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなっているが、体制面や財政面ばかりが前面に出ると、保護者は就学を拒否されたと感じてしまうことに十分留意する必要がある。

※10 <就学先決定に当たっての市町村教育委員会の姿勢>

- 大阪府がこれまでも大切に進めてきた「ともに学び、ともに育つ」教育を継承・発展させ、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できる限り同じ場でともに学ぶことをめざし、就学先決定を行うことが大切である。

Q 施行令第22条の3の就学基準に該当しない子どもは、「認定特別支援学校就学者」として、支援学校への就学が認められないのですか。

A 支援学校に就学できる児童生徒は、学校教育法施行令第22条の3の就学基準に該当する障がいの程度であることが前提となりました。よって、就学基準に該当しない子どもは、「認定特別支援学校就学者」とすることはできません。

ただし、就学基準に該当するかどうかの判断が難しいケースもあることから、市町村教育委員会は、本人の障がいの状況を十分に把握することが必要です。基本は、地域の小・中学校への就学という方向で就学相談を進め、必要な支援の内容や本人・保護者の意向を受けとめた上で、市町村教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定していくこととなります。

Q 保護者から、就学先での具体的な支援や配慮について、すぐに対応できないような要望が出てきた場合、できないことは「できない」とはっきりと伝えてもよいのでしょうか。

A 「障害者の権利に関する条約」において、「合理的配慮」という新たな概念が提唱され、「合理的配慮」の不提供は、障がいを理由とする差別に含まれるとされています。「障害者差別解消法」では、「合理的配慮」の提供を、国・地方公共団体の法的義務と規定しています。

学校での「合理的配慮」については、各学校の設置者及び学校が、体制面・財政面をも勘案し、必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなど、保護者と合意形成を図った上で決定し、提供していくことが大切です。

財政上、すぐに提供できない事情がある場合でも、「今、できることは何か」、「どんな工夫ができるか」といったことを、保護者には肯定的に伝え、共通理解を図っていきましょう。

【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援教育の推進に当たっては、すべての学校において、これまで培ってきた「ともに学び、ともに育つ」教育を継承し、より一層発展させることが必要である。

ア 「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進めること。

イ すべての幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発を一層推進すること。

<就学相談・支援の充実>

ア 就学相談・支援に当たっては、合理的配慮の観点の踏まえ、幼児・児童・生徒等の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、関係機関と連携しながら、早い時期から就学に関する適切な説明及び情報提供を行うこと。

イ 通常の学級や通級による指導、支援学級等の多様な学びの場の充実を図るとともに、本人及び保護者の意向を最大限尊重しながら、幼児・児童・生徒の状況に応じた適切な就学先決定に向けた取組みの充実を図ること。

ウ 障がいの有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局とも連携し、教育環境の整備に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた配慮・支援に努めること。

<合理的配慮についての適切な対応>

ア 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮が行われるよう指導すること。あわせて、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努めること。

イ 合理的配慮の検討・決定に当たっては、幼児・児童・生徒の発達段階や合理的配慮の観点を踏まえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図るよう指導すること。

令和2年度 **府立学校に対する指示事項**

【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援学級・支援学校のみならず、幼稚園、小・中学校の通常の学級や高校等での多様な学びの場を用意するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育を全ての学校においてさらに推進することが必要である。

ア 新学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的・組織的に継続して実施し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ相互交流の機会を設けること。

イ 府立高校には、障がいのある生徒が多く在籍することから、自立支援推進校・共生推進校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の確保や仲間づくりの充実を図ること。

<児童・生徒の学習評価>

ア 児童・生徒の学習評価については、児童・生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにするなど、各学校において、評価の在り方について十分検討すること。その際、観点別学習状況の評価を推進し、児童・生徒一人ひと

りの学習状況を適切に評価できるよう工夫・改善すること。

- イ 障がいのある生徒に対する評価に当たっては、学習指導要領及び関係通知を踏まえ、評価の在り方や評価の方法を生徒の障がいの状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。

<個々の状況に即した適切な支援の充実>

- ア 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。
- イ 府立高校においては、入学時に保護者と連携して作成した「高校生活支援カード」により、障がいのある生徒の個々の状況やニーズを把握すること。
- ウ 教職員と障がいのある幼児・児童・生徒及び保護者が互いに理解し合うことを心がけながら、丁寧に話し合い、合理的配慮の合意形成に努めること。
- エ 支援教育コーディネーターや校内委員会を活用して組織的に取り組み、障がいのある生徒の個々の状況に即した学習指導や評価の在り方を工夫するなど、進級・卒業をめざして適切な指導を行うこと。
- オ 支援が必要な幼児・児童・生徒や保護者が就学前から学齢期、社会参加まで切れめない支援が受けられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉医療関係人材及び関係機関との連携に努めること。

<高等学校における支援教育の推進>

- ア 全ての府立高校で、障がい理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図ること。その実施に当たっては、教職員の研修の充実はもとより、生徒・保護者の理解啓発にも努めること。
- イ 自立支援推進校・共生推進校においては、その取り組みの成果を、府立高校で共有・活用できるよう、発信に努めること。
- ウ 府立高校においては、支援教育サポート校の来校・訪問相談を活用し、支援教育の推進を図ること。また、支援学校のセンター的機能も併せて活用すること。

<医療的ケアのさらなる充実>

- ア 看護師を含む教職員間の連携を深めるとともに、保護者や医療関係機関等との連携、緊急時の対応など、医療的ケアに関する校内体制の充実を図ること。とりわけ、医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立支援学校においては、校内医療的ケア安全委員会のもと、校内体制の一層の充実を図ること。
- イ 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒への理解を深めるために、医療的ケアに関する校内研修等の充実にも努めること。
- ウ 高度な医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立学校においては、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるよう、校内体制のさらなる充実を図ること。
- エ 人工呼吸器をはじめとした高度な医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒について、その安全性を考慮しながら、保護者付添いの軽減等を含め、個別に対応の可能性を検討すること。

「ともに学び、ともに育つ」 支援教育のさらなる充実のために

平成 25 年 3 月 大阪府教育委員会

Ⅲ 「ともに学び、ともに育つ」 学校園づくり 3. 評価及び通知票について

障がいのある子どもについては、一人ひとりの障がいの状況等を十分把握したうえで、指導の目標を達成するために、指導内容・方法の工夫を進めることが必要です。

そのうえで、子どもが持てる力を発揮して学習活動に取り組む状況などをきめ細かく把握して評価し、指導に活かすとともに、通知票の記載内容が本人や保護者に十分理解されるよう努めることが大切です。

これまで、各学校園では、記録写真集やポートフォリオ等を活用し、子どもの成長や学習の成果を本人や保護者に具体的に伝えるような工夫をしてきました。

支援学級に在籍する子どもが通常の学級において学習した教科の評価についても、学習のねらいに即した評価を行うことが必要です。適切に記載せず、通知票の評価欄に斜線を引いたり、空白のまま本人や保護者に渡すことは、本人はもとより保護者にも、学校教育への大きな失望と不信感を抱かせるばかりではなく、本人やその保護者との、それまで築いてきた信頼関係を損なうこととなります。

大阪府立高等学校に在籍する「障がいにより配慮を要する生徒」

R2年度 3174人(単純平均で1校当たり20人弱)

(R1:3020、H30:2861、H29:2735、H28:2513、H27:2503、H26:2266、H25:2377、H24:約2400、H23:2146)

「大阪の支援教育」各年度版より

教委教務 514号

平成13年9月12日

府立高等学校長様

教育振興室長

府立高等学校における**障害のある生徒に対する学習指導及び評価について**(通知)

本府において、障害のある児童・生徒の教育については、一人ひとりの障害の状況等に配慮しつつ、その可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会参加・自立する人間の育成を図ることをねらいとして、これまで推進してきたところである。

近年、府立高等学校においても、障害のある生徒が多数学んでおり、障害の有無にかかわらず、「共に学び共に育つ」という理念に基づいて教育を行うことが求められている。

このことを踏まえ、各学校においては、下記の点について十分留意の上、障害のある生徒に対する学習指導及び評価を行うよう教職員に周知願います。

記

- 1 障害のある生徒の指導については、教職員の共通理解を図るとともに、その障害の種別や程度等に応じて、特別な配慮のもとに、可能性を最大限に伸ばすよう、きめ細かく行うこと。
- 2 生徒一人ひとりの実態に即した適切な指導を行うため、障害の状況を把握し、家庭、専門医等とも連絡を密にして、指導目標を設定するとともに、指導内容・指導方法を工夫すること。
その際、盲学校、聾学校及び養護学校における学習指導方法等も参考にすること。
- 3 教育課程の編成については、「学校設定教科・科目」の開設、教科・科目の選択や単位数の増減などについて弾力的な対応を行うこと。また、生徒の障害の状況によって、教育課程の変更を行う必要が生じた場合には、教育委員会と協議を行うこと。
- 4 評価に当たっては、評価のあり方や評価の方法を生徒の障害の状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。その際、特に、知識の量のみを測るのではなく、生徒の学習の過程や成果、進歩の状況などを積極的に評価すること。
- 5 評価の通知については、生徒が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題を設定し意欲的に学習に取り組めるよう、必要に応じて、その形式・方法及び時期等を工夫すること。
- 6 進級・卒業の判定について、本通知文の趣旨を踏まえて、内規の見直しを行うなど、柔軟な対応を行うこと。

(3) 合理的配慮の検討に当たって留意すること

府立学校教職員研修用資料 P6

ポイント 本人・保護者と学校が、丁寧に話し合うことが大切です。
学校として、組織的な相談体制を整備しましょう。

◆参加する機会を保障する

障がいのある子どもが、学校のあらゆる活動に参加する機会を保障します。障がい者手帳のあるなしにかかわらず、障がいのあるすべての子どもが対象となります。また、意思の表明がない場合でも、子どもが社会的障壁の除去を必要としていることが明らかな場合には、子どもやその保護者に対し、適切な配慮を提案するために対話を働きかけます。

入学時には子どもやその保護者の了解を得たうえで、校種間での情報の引継ぎを行い、また、医療機関・療育機関、福祉機関とも連携し、途切れることのない支援に努めます。

◆願いを聞き、話し合う

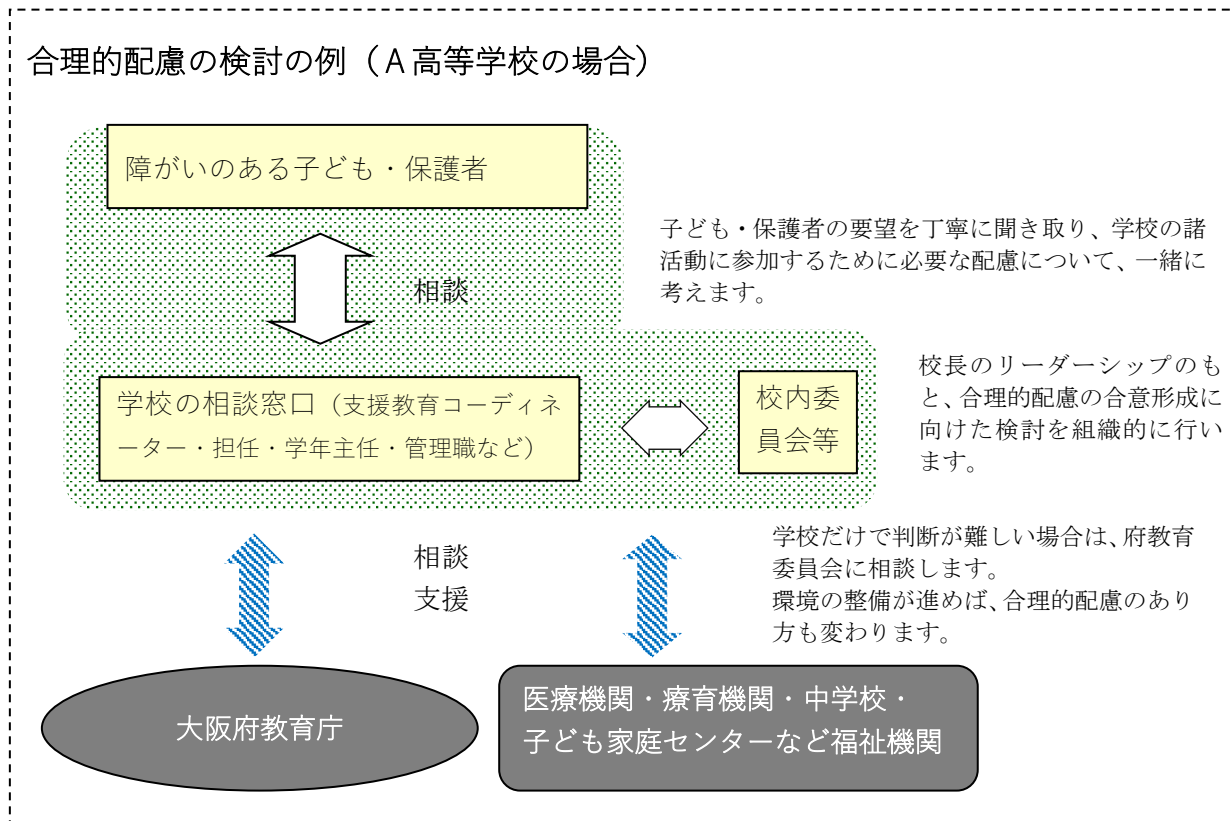
子どもが学校の活動に参加するための合理的な配慮は、それぞれの子どもの状態や学校の状況によって異なります。障がいのある子どもやその保護者の願いを聞き、どんな配慮が必要なのか、何を優先して提供する必要があるかなどを話し合います。

相談を受ける際や合理的配慮を検討する際には、子どもの「最善の利益」を考えながら対話を重ねていきます。

求められている対応ができない場合でも、代替手段がないか、今できることは何かなどを組織的に検討し、子どもやその保護者に伝え、共通理解を図ります。

◆柔軟に対応する

話し合っ決定した合理的配慮の内容については個別の教育支援計画や「高校生活支援カード」等に記載して引き継いでいきます。また、子どもの発達や周囲の環境の整備・変化等により、必要とされる合理的配慮は変わるので、定期的に見直すとともに、柔軟に対応していくことが求められます。



高校生活支援カードの作成と活用マニュアル

高校生活支援カードについて

目的： 高校生活支援カードは、高校生活に不安を感じている生徒や理解されにくい障がいである発達障がいのある生徒、またはその特性のある生徒等の状況やニーズを入学時に把握し、指導・支援のスタートとすることを目的にします。高校生活支援カードの作成が、個別の教育支援計画の作成のはじまりとなり、カードの内容をもとにして、個別の教育支援計画の記載をすることができます。

様式： 学校の状況に応じて、A4版とA3版のどちらかの様式を選択します。

時期： 入学時の合格者説明会等で高校生活支援カードを配付し、入学手続き時等に回収します。

対象： 全ての入学者を対象とします。

(ただし、生徒の状況により個別に聞取り等が必要な場合は、別途対応することも可能です。)

記入者： 保護者、本人

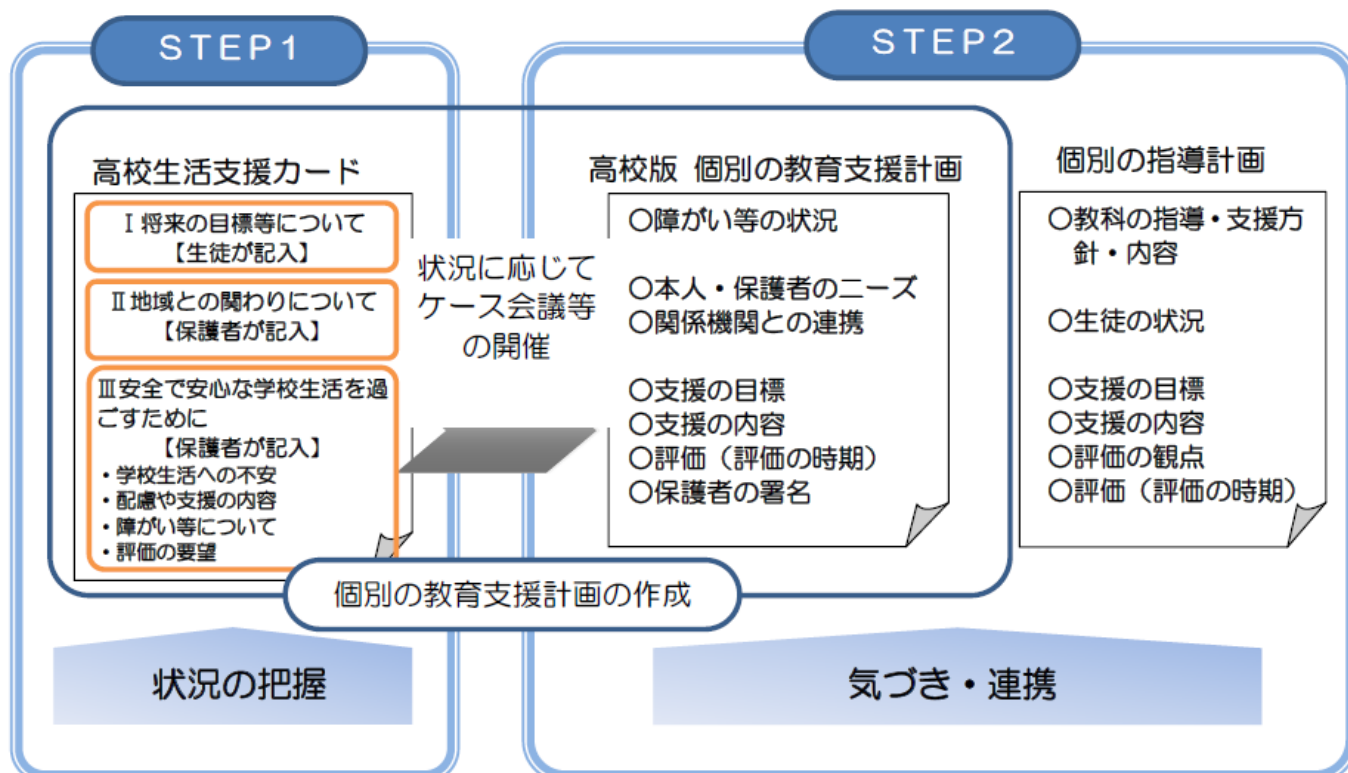
管理： 学級担任等

活用： 中学校訪問、保護者面談、ケース会議、教育相談、学年会議、学習支援、事象等対応、進路指導（障がい受容等）個別の教育支援計画作成等

参考書籍： 高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための明日からの支援に向けて
高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための共感からはじまる「わかる」授業づくり

<高等学校学習指導要領一部抜粋>

障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。



高校生活支援カード

1年 組	2年 組	3年 組	
------	------	------	--

生徒名 _____

出身中学校 _____

保護者名 _____

記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

I 将来の目標等について（生徒本人が記入してください）*該当する口に✓をつけてください。

1 人との関わり方・働き方について（生徒本人が記入してください）

次のAとBのうち、大切にしたい方の数字に○をつけましょう。どちらが正しいということはありません。自分の気持ちに正直に選択してください。

【人との関わり方】

A	1	2	3	4	B
いろいろな人と友人になりたい					必要な人とつきあいたい
人の意見を聞いて行動する					自分で考えて行動する
困った時は人に相談する					困った時は自分で解決する

【将来就きたい仕事について】

A	1	2	3	4	B
幅広くたくさんの方に挑戦したい					一つの事を極めたい
毎日いろいろな人と接する仕事					毎日接する人が決まっている仕事
能力を十分にいかせる仕事					能力をいかせるかにはこだわらない

【数字について】

1 2 3 4
 .. : : :
 つ や や つ
 よ や や よ
 く A B
 A の 項 目 と 思 う
 項 目 と 思 う

2 自分がもっとも得意と感じる力について、次の3つの中から1つ選んでください。

先生の話さきちゃんと聞く力 課題や提出物等をやりとげる力 発言や発表、企画・立案をする力

3 卒業後の進路について、希望する進路を選んでください。

進学 就職 未定 その他の進路 (_____)

II 地域との関わりについて（保護者の方が記入してください）*該当する口に✓をつけてください。

1 小中学校時代の地域等との関わりについて（複数回答可）

- 教育関係（地域のスポーツクラブや学習塾等）
- 地域関係（子ども会や他の団体等）
- 福祉関係（地域の福祉機関やボランティア団体等）
- 医療関係（かかりつけの医療機関等）

*さしつかえがなければ、具体的にどのような団体や機関で活動されていたのか書いてください。

III 安全で安心な高校生活を過ごすために（保護者の方が記入してください）

1 高校生活で不安に感じる事（複数回答可）

- 成績 進級 卒業 進路 友人関係 コミュニケーション いじめ
- 通学 遅刻 欠席 忘れ物 提出物 生活指導面
- その他 (_____)

2 これまでの学校生活で、不安に感じた事や通学しにくくなるような出来事はありましたか。

はい 特にない

3 入学後、スクールカウンセラーによるカウンセリングを希望しますか。

はい 特にない

4 学校生活面で配慮を希望することがありますか。

はい 特にない

5 学習面で教員に配慮を希望することがありますか。

はい 特にない

6 障がい等で支援を希望することがありますか。

はい 特にない

すでに個別の教育支援計画を持っている

配慮の内容（ トイレ 食事 更衣 友人との関係 服装等のこだわり その他）

*さしつかえがなければ、具体的にどのような支援が必要か記入してください。

7 本人が得意なこと（自慢できること）や評価してほしいところについて書いてください。

ユニセフパンフレット抜粋で学ぶ**障害者権利条約**

『わたしたちのできること—It's About Ability—障害者権利条約の話』
(HTML版) http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/0804_ability.html
(PDF版) http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/unicef_jp_Lo.pdf

発行：ユニセフ（2008年4月） 監訳：玉村公二彦（奈良教育大学）

翻訳・編集：（財）日本障害者リハビリテーション協会（2008年11月）

注；HTML版の一部を恣意的にコピーし、総ルビのふりがなは削除した
語句解説部分は、残した部分と削除した部分がある
（ユニセフなので）子どもを強調して作られている点に留意

第3条：一般原則

この条約の原則は次のとおりです。

- (a) すべての人の固有の尊厳、自分自身で選ぶ自由、そして自立を尊重する。
- (b) 非差別。
- (c) 社会への完全参加とインクルージョン（コミュニティに仲間入りすること）。
- (d) 障害者を人間のさまざまな違いの一部と考え、違いを尊重し、受け入れる。
- (e) 平等な機会。
- (f) アクセシビリティ（交通機関を利用したり、ある場所へ行ったり、情報を手に入れたりする手段があること。そして障害があることを理由に、これらの利用を拒否されないこと）。
- (g) 男女間の平等。
- (h) 障害がある子どもの発達しつつある能力と、アイデンティティを守るための権利を尊重する（皆さんが能力を尊重され、あるがままの自分に満足できるようにすること）。

第4条：一般的義務

障害者を差別する法律は、あってはなりません。必要であれば、政府は障害者の権利を守る新しい法律を作り、それを実行しなければなりません。もし古い法律や慣習が障害者を差別するなら、政府はそれらを変える方法を見つけなければなりません。

障害がある子どもが、ほかの子どもと同じことをできないようにしている法律や慣習があるなら、それらを変えなければなりません。政府はそのような法律や政策を変えるとき、障害がある子どもを代表する団体と話しあわなければなりません。

新しい法律や政策を作るときには、政府は子どもを含む障害者から、アドバイスをもらわなければなりません。

第7条：障害のある子ども

政府は、障害がある子どもが、ほかの子どもと同じく、すべての人権と自由がもたらす利益を受けられるように、ありとあらゆる可能な行動をとることを約束します。また、障害がある子どもが、自分に影響があるすべてのことについて、必ず自分の意見を自由に言えるようにすることも約束します。それぞれの子どもにとって一番良いことを、いつでもまず、考えなければなりません。

障害がある男の子や女の子には、すべての子どもと同じ権利があります。たとえば、どの子どもにも、学校へ通う権利や遊ぶ権利、暴力から守られる権利、そして自分に影響を与える決定に参加する権利があります。政府は、この権利を実現するために、障害がある子どもに必要な情報を与え、支援をしなければなりません。

第9条：アクセシビリティ

政府は、障害者が自立した生活を送れるようにし、コミュニティに参加できるようにすることを約束します。一般の人々が自由に利用できる、建物、道路、学校、病院などは、子どもを含む障害者にとってアクセシブル（利用しやすいこと）でなければなりません。公共の建物の中で助けが必要になった場合、ガイドや朗読をしてくれる人、専門の手話通訳者がそこにいて助けてくれるようにしなければなりません。

第17条：個人の保護

皆さんの身体能力や知的能力を理由に、皆さんを劣っている人として扱うことは、誰にもできません。皆さんは、ありのまま、ほかの人から尊重される権利を持っているのです！

第19条：自立した生活と地域社会への参加

障害があるかないかに関係なく、人にはどこに住むかを選ぶ権利があります。大人になったとき、皆さんが望めば、自立した生活をし、地域社会に参加する権利があります。また、地域社会で生活するために助けが必要な場合、在宅ケアや介助などの支援サービスを利用することができるようにしなければなりません。

第23条：家庭と家族の尊重

人には家族と一緒に暮らす権利があります。もし皆さんに障害があるなら、政府は障害に関係がある費用や、情報、サービスを提供して皆さんの家族を支援しなければなりません。障害があるために、皆さんが親から引き離されることはあってはなりません！身近な家族と暮らすことができないのなら、もっと広い範囲の家族やコミュニティの中で世話が受けられるよう、政府は支援しなければなりません。障害がある若者たちは、ほかの若者たちと同じように、性と生殖に関する健康について知る権利を持ち、また、ほかの人たちと同じように、結婚して家庭をつくる権利を持っています。

第24条：教育

人には、学校へ行く権利があります。皆さんに障害があっても、それを理由に教育が受けられないということはありません。また、皆さんは別の学校で教育を受けるべきではありません。皆さんには、ほかの子どもたちと同じカリキュラムで教育を受ける権利があります。そして政府はこれを実施するために必要な支援をしなければなりません。たとえば、先生方が皆さんの要求にどのように対応したらよいかわかるように、皆さんに合ったコミュニケーションの方法を、政府は用意しなければならないのです。

第30条：文化的な生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加

障害者はほかの人と同じように、芸術、スポーツ、ゲーム、映画、その他の娯楽活動に参加し、楽しむ権利を持っています。ですから、劇場、博物館、競技場、そして図書館などは、障害がある子どもを含め、誰にとってもアクセシブル(利用しやすいこと)にしなければなりません。

第33条から第50条まで：条約の実施とそれにかかわる協力、監視についての規則

障害者権利条約は、全部で50条からなっています。第33条から第50条までには、すべての障害者が、そのすべての権利を必ず手に入れられるようにするには、大人たち、特に障害者とその団体、そして政府が、どのように協力していくべきかが書かれています。

合理的配慮に焦点を当てた**障害者権利条約**

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。**障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。**

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第五条 平等及び無差別

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、**合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。**
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第七条 障害のある児童

- 1 締約国は、障害のある児童が**他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。**
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、**児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。**
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) **個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。**
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、**完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。**
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当

な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

- 4 締約国は、1 の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、**締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。**

注：外務省の日本語訳＝日本政府訳を使用した。

日本国政府は、inclusive(インクルーシブ)を「包容」と訳している。

日本国政府は、full inclusionを「完全な包容」と訳している。

2013年12月4日、参議院本会議で障害者権利条約批准を承認することが全会一致で決議。
事実上の条約批准です。

2014年1月20日、日本国政府は批准書を国連に寄託しました。

2014年1月20日が国際的な**批准の日**となります。

日本はEUを含め、141番目の「非常に遅い批准国」となりました。

2014年2月19日、障害者権利条約が日本国内で効力を持ちました。

憲法の下に条約、条約の下に法律、法律の下に政令や条例。

法律よりももっともっと守らなければならないのが条約です。

2016年6月、国連障害者権利委員会に「第1回政府報告書」を提出

2020年夏(予定)、国連障害者権利委員会による「第1回政府報告書」審査

※コロナ禍の中、2020年審査は吹き飛び2021年夏審査も目処が立っていない。

障害者基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

大阪府高等部卒業生の進路状況

出典「大阪の支援教育」

上段 R3.3 卒 中段 R2.3 卒 下段 H27.3 卒	卒業 者数	上級部・ 科	高校	大学	自 営業 等	雇 用 無 期 ・ 有 期	臨 時 雇 用	A 型 事 業 所	学 校 専 修 各 種	職 業 施 設 等	施 設 児 童 福 祉	支 援 施 設 障 害 者	家 庭 保 護	そ の 他
生活課程	1203		1		2	288	4	24	2	30	17	787	17	31
	1279			2	1	341	23		3	23	11	825	20	30
	1077			1		257	14		2	39	15	701	17	31
普通課程	144			1		1		1			4	121	3	3
	138					2					8	119	3	6
	196			2	1	2			2	5	10	162	6	6
その他	72	16		5	1	25		7	1	2		10		5
	66	13		12		17	4					16		4
	92	15		6	1	44				3		10	1	12

「高校」は全日制・定時制・通信制・高等専門学校を含む 「職業施設等」は、職業技術専門学校・職業能力開発施設等
生活課程は知的(高等支援学校職業科と共生推進教室卒業数含む) 普通課程は肢体 その他は視覚・聴覚・病弱支援学校

※R3 から分類基準が大きく変わった。

R2 以前の職安経由就職を無期・有期雇用とし、縁故就職を臨時雇用とした。

R3 に登場した新分類に A 型事業所(就労継続支援 A 型)がある。

R3 に登場した新分類に就労移行・B 型・生活介護等及びその他の障害者支援施設の種類があるが、障害者支援施設として一括した。

大阪府支援学校、支援学級中学卒業生の進路状況

上段 R3.3 卒 中段 R2.3 卒 下段 H27.3 卒	卒業 数	高 等 部	全 日 制 高 校	定 時 制 高 校	通 信 制 高 校	高 等 専 門 学 校	就 職 (含 縁 故)	専 修 学 校 等	家 庭 保 護	そ の 他	専修学校等は、専修学校・各種学 校・高等職業技術専門学校		
中 学 部	生活 課程	676	650	9	1	6		1	6	2	1	生活課程は知的障害	
		661	645	2		6	1		3		1		
		577	568		1	2		1	3	1	1		
	普通 課程	115	113								1	1	普通課程は肢体不自由
		138	137		1								
		149	146	2						1			
	その他	32	25	7									その他は、視覚・聴覚・病弱支援 学校の合計
		38	27		9	1						1	
		56	39	13	3	1							
中 学 校	知的 障がい	1234	287	615	34	214	3	16	50	5	10	その他は、弱視・難聴・病弱・言 語障害の合計	
		1220	271	576	38	238	2	15	57	2	21		
		840	345	283	26	111		7	54	2	12		
	肢体 不自由	117	39	63		10			4		1		
		120	44	58	1	13			1		3		
		125	55	54	1	11		1	2	1			
	情緒 障がい	1290	136	698	32	332	8		53	6	17		
		1166	148	635	35	266	8	8	50	1	14		
		651	197	282	25	92	2	6	39	6	2		
	その他	268	48	135	7	55	4	8	8	3	8		
		219	37	96	9	58	2	3					
		122	46	43	2	15		3	9	1	3		

自立支援・共生推進・高等支援職業科入学者選拔出願状況

空欄は受験者全員合格。志願者数・倍率は出願締め切り時点の倍率。二次選抜結果は算入していない

	() 以外は 募集人員 3	平成 30 年度			平成 31 年度			令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度				
		志願者数	合格者数	倍率	志願者数	合格者数	倍率	志願者数	合格者数	倍率	志願者数	合格者数	倍率	志願者数	合格者数	倍率		
知的障がい生徒自立支援コース	阿武野	6	3	2.00	9	3	3.00	6	3	2.00	5	3	1.67	12	3	4.00		
	八尾翠翔	4	3	1.33	3	3	1.00	7	3	2.33	4	3	1.33	5	3	1.67		
	園芸	11	3	3.67	12	3	4.00	9	3	3.00	12	3	4.00	17	3	4.25		
	柴島	8	3	2.67	8	3	2.67	9	3	3.00	4	3	1.33	9	3	3.00		
	枚方なぎさ (4)	6	4	1.50	12	4	3.00	11	4	2.75	12	4	3.00	12	4	3.00		
	松原 (4)	10	4	2.50	10	4	2.50	10	4	2.50	14	4	3.50	8	4	2.00		
	堺東	10	3	3.33	5	3	1.67	3			4	3	1.33	7	3	2.33		
	貝塚 (4)	9	4	2.25	10	4	2.50	17	4	4.25	7	4	1.75	11	4	2.75		
	西成	4	3	1.33	6	3	2.00	8	3	2.67	5	3	1.67	3				
	桜宮	6	3	2.00	7	3	2.33	6	3	2.00	6	3	2.00	5	3	1.67		
	東淀工業	4	3	1.33	3	3	1.00	5	3	1.67	4	3	1.33	8	3	2.67		
共生推進教室	金剛	5	3	1.67	3	3	1.00	3			1			1				
	枚岡樟風	2			5	3	1.67	4	3	1.33	3	3	1.00	5	3	1.67		
	北摂つばさ	4	3	1.33	1			3			5	3	1.67	5	3	1.67		
	千里青雲	10	3	3.33	8	3	2.67	0			5	3	1.67	6	3	2.00		
	信太	5	3	1.67	4	3	1.33	1			1			2				
	久米田	1			2			3			6	3	2.00	3				
	緑風冠	0			4	3	1.33	1			1			5	3	1.67		
	芦間	7	3	2.33	2			5	3	1.67	3	3	1.00	2				
	東住吉	—	—	—	—	—	—	4	3	1.33	1			5	3	1.67		
	今宮	—	—	—	—	—	—	2			0			7	3	2.33		
高等支援職業科	たまがわ (64)	88	64	1.38	67	64	1.05	69	64	1.08	54			69	64	1.08		
	とりかい (32)	33	32	1.03	44	32	1.38	50	32	1.56	38	32	1.19	30				
	すながわ (32)	51	32	1.59	41	32	1.28	38	32	1.19	43	32	1.34	31				
	むらの (32)	46	32	1.44	44	32	1.38	44	32	1.38	39	32	1.22	33	32	1.03		
	なにわ (48)	64	48	1.33	77	48	1.60	88	48	1.83	65	48	1.35	61	48	1.27		
一般全日制普通科平均倍率				1.17			1.14			1.13			1.11			1.12		

学籍校	共生推進教室設置校	
たまがわ	枚岡樟風	金剛
とりかい	千里青雲	北摂つばさ
すながわ	久米田	信太
むらの	芦間	緑風冠
なにわ	今宮	東住吉

自立支援コース・共生推進教室

【合格者の決定（平成 29 年度入学者選抜実施細目より抜粋）】

選抜は、調査書、推薦書及び面接を資料として、次の観点等による総合的評価をもって行う。

- (1) 志願した高等学校の特色の理解
(共生推進教室を設置する高等学校の特色及び共生推進教室の教育課程の理解)
- (2) 中学校等内外における学習の活動や状況
- (3) 様々な事柄に対する興味・関心の広さ
- (4) 他の生徒とともに学ぼうとする意欲
- (5) 出身中学校等など、地域の関係機関との連携

2022 年度入試出願締切り時点で見ると一般選抜 1.10 倍以下の低倍率高校

園芸・能勢分校・堺市立堺・岸和田産業・工業・工科・商業・夜間定時制・通信制を除く

斜体字は3年連続定員割れ 太字は前年度比定員減		2019年度			2020年度			2021年度			2022年度		
		定員	出願	倍率	定員	出願	倍率	定員	出願	倍率	定員	出願	倍率
渋谷	普通科	280	310	1.11	280	303	1.08	240	291	1.21	240	247	1.03
北摂つばさ	普通科専門コース	280	288	1.03	280	293	1.05	240	244	1.02	240	244	1.02
摂津	普通科	240	292	1.22	240	312	1.30	200	238	1.19	200	218	1.09
吹田	普通科	280	303	1.08	280	302	1.08	240	238	0.99	240	252	1.05
阿武野	普通科	240	270	1.13	240	277	1.15	240	265	1.10	240	238	0.99
福井	総合学科	<i>230</i>	<i>195</i>	<i>0.85</i>	<i>227</i>	<i>140</i>	<i>0.62</i>	<i>227</i>	<i>109</i>	<i>0.48</i>	151	<i>133</i>	<i>0.88</i>
西寝屋川	普通科	240	253	1.05	240	243	1.01	240	238	0.99	240	217	0.90
長尾	普通科	240	248	1.03	<i>240</i>	<i>204</i>	<i>0.85</i>	<i>240</i>	<i>227</i>	<i>0.95</i>	<i>240</i>	<i>227</i>	<i>0.95</i>
枚方津田	普通科	320	323	1.01	280	293	1.05	240	235	0.98	240	252	1.05
門真西	普通科	240	269	1.12	<i>240</i>	<i>230</i>	<i>0.96</i>	<i>240</i>	<i>167</i>	<i>0.70</i>	<i>240</i>	<i>182</i>	<i>0.76</i>
守口東	普通科	240	287	1.20	240	237	0.99	240	239	1.00	240	239	1.00
野崎	普通科	<i>240</i>	<i>239</i>	<i>1.00</i>	<i>240</i>	<i>233</i>	<i>0.97</i>	<i>240</i>	<i>187</i>	<i>0.78</i>	<i>240</i>	<i>130</i>	<i>0.54</i>
緑風館	普通科専門コース	240	277	1.15	240	278	1.16	240	240	1.00	240	243	1.01
大正白稜	総合学科	<i>240</i>	<i>202</i>	<i>0.84</i>	<i>240</i>	<i>154</i>	<i>0.64</i>	<i>240</i>	<i>139</i>	<i>0.58</i>	160	<i>138</i>	<i>0.86</i>
桜宮	普通科	160	194	1.21	160	158	0.99	160	165	1.03	160	147	0.92
清水谷	普通科	280	361	1.29	280	352	1.26	280	387	1.38	280	285	1.02
平野	普通科	<i>240</i>	<i>222</i>	<i>0.93</i>	<i>240</i>	<i>149</i>	<i>0.62</i>	<i>240</i>	<i>122</i>	<i>0.51</i>	160	<i>110</i>	<i>0.69</i>
東大阪市立日新	3つの科	278	250	0.90	279	272	0.97	240	195	0.81	240	173	0.72
河南	普通科	320	379	1.18	320	356	1.11	280	281	1.00	280	291	1.04
かわち野	普通科専門コース	<i>240</i>	<i>221</i>	<i>0.92</i>	<i>240</i>	<i>219</i>	<i>0.91</i>	<i>240</i>	<i>148</i>	<i>0.62</i>	160	<i>111</i>	<i>0.69</i>
八尾翠翔	普通科専門コース	240	219	0.91	240	258	1.08	240	203	0.85	240	177	0.74
大塚	普通科	160	160	1.00	<i>160</i>	<i>135</i>	<i>0.84</i>	<i>160</i>	<i>99</i>	<i>0.62</i>	<i>160</i>	<i>138</i>	<i>0.86</i>
懐風館	普通科専門コース	240	227	0.95	240	249	1.04	240	180	0.75	240	175	0.73
狭山	普通科	280	317	1.13	240	271	1.13	240	321	1.34	240	258	1.08
長野	普通科	160	154	0.98	160	178	0.97	160	200	0.84	160	176	0.74
	国際教養科	80	80		80	54		79			79		
東住吉総合	総合学科	234	274	1.17	234	272	1.16	234	231	0.99	234	237	1.01
枚岡樟風	総合学科	240	211	0.88	240	225	0.94	240	251	1.05	240	186	0.78
八尾北	総合学科	226	257	1.14	226	270	1.19	227	224	0.99	229	236	1.03
松原	総合学科	240	265	1.10	240	242	1.01	240	242	1.01	240	249	1.04
美原	普通科	<i>240</i>	<i>219</i>	<i>0.91</i>	<i>240</i>	<i>204</i>	<i>0.85</i>	<i>240</i>	<i>150</i>	<i>0.63</i>	<i>160</i>	<i>80</i>	<i>0.50</i>
金岡	普通科	320	408	1.28	320	372	1.16	280	305	1.09	280	299	1.07
東百舌鳥	普通科	280	328	1.17	280	355	1.27	240	316	1.32	240	242	1.01
信太	普通科	280	300	1.07	240	253	1.05	240	242	1.01	240	253	1.05
佐野	普通科	240	268	1.21	240	260	0.99	200	304	1.09	200	297	1.08
	国際教養科	78	117		79	55		78	55		76		
泉大津	普通科	280	312	1.11	240	267	1.11	240	256	1.07	240	252	1.05
貝塚南	普通科	240	250	1.04	240	262	1.09	240	246	1.03	240	217	0.90
貝塚	総合学科	240	293	1.22	240	248	1.03	240	249	1.04	240	258	1.08
りんくう翔南	普通科専門コース	240	231	0.96	240	243	1.01	240	243	1.01	240	225	0.94
成美	総合学科	228	253	1.11	240	260	1.15	226	213	0.94	240	209	0.90
福泉	普通科	240	245	1.02	240	236	<i>0.98</i>	<i>240</i>	<i>151</i>	<i>0.63</i>	<i>240</i>	<i>165</i>	<i>0.69</i>

「個別の指導計画」を必ず作ってもらおう

「個別の教育支援計画」（支援計画）と「個別の指導計画」（指導計画）とは全く別
最低で学期に1回、最大で月に1回の、「指導計画作成」を
支援計画も指導計画も本人（保護者）の同意が必要

大阪府は高校用に支援計画のワード表を作り各高校が自校の支援計画を作りやすいようにしている。他方で指導計画は通級指導教室用しか作っていない。当然、高校は支援計画しか意識しない。

小中学校でも支援計画しか意識していないところが多い???

下の表と「吹き出しの文言」は以下から抜粋編集したもの

令和元年度大阪府障がい児等療育支援事業療育研修会 2019. 7. 29

『暮らしを支え 学びをつなぐ「個別の教育支援計画」』（大阪府立堺支援学校 リーディングスタッフ）

令和2年度「個別の教育支援計画」作成・活用実践報告会

話題提供 「個別の教育支援計画について」（大阪府教育センター支援教育推進室）

個別の教育支援計画	個別の指導計画
他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画	指導を行うためのきめ細かい計画
一人一人の障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。	幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。
基本的に同じ内容のものを保護者など関係者や関係機関が共有・活用するツール キーワード ・長期的視点 ・関係機関との連携ツール ・合理的配慮の引継ぎ	学校教育という枠組みにおける教員間・保護者との連携ツール キーワード ・短期的視点 ・校内連携ツール ・学びの履歴の引継ぎ
地域社会の支援体制の中で生涯にわたる支援をするためのツール	「個別の教育支援計画」を踏まえ、具体的な指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画を作成します。

府教育センター「個別の教育支援計画について」の、「作成3 個別の指導計画の作成」における**指導計画表**における「吹き出し」の文言

「長期目標」欄 子どもの実態に合わせ、ほぼ1年間で達成可能な目標を設定
優先課題をより具体的に示した内容を記入

「短期目標」欄 長期目標を達成するために、いくつかの期間に分けて短期目標を設定（1学期間等、短いスパンで達成可能な目標）
客観的に評価できるよう具体的に記入（どういう状況で、どのような行動を、どれくらいするのか）

※短期目標は記入欄が大きく、「学習内容」「指導方法」その他の欄に分かれる。

「指導方法」欄 合理的配慮の内容を生かした指導・支援の工夫を考え、記入

支援計画と指導計画は一体で作成されるもの

（支援計画・指導計画のひな形をHP上で公開している市町村教育委員会が多くある）

例：大阪市教育委員会指導部HP<個別の教育支援計画・個別の指導計画>

01-1 記入の留意点 【様式】小・中学校 個別の教育支援計画[458KB pdf ファイル]

02-1 記入の留意点 【様式】小・中学校 個別の指導計画[450KB pdf ファイル]

01-2 【様式】小・中学校 個別の教育支援計画[17KB xls ファイル]

02-2 【様式】小・中学校 個別の指導計画[13KB xls ファイル]